

安心と健康を地域が支える福祉の町をめざして

芳賀町高齢者総合保健福祉計画

(第4期介護保険事業計画)

平成21年度～23年度

平成21年3月

芳 賀 町

目 次

第1章 計画の概要	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の法的位置づけ	2
第3節 計画の期間	2
第4節 計画の策定体制	3
第5節 計画の利用にあたって	3
第2章 高齢者の社会環境の状況	4
第1節 町の概況	4
第2節 人口構成の推移	4
第3節 高齢者の医療の状況	6
第4節 介護保険の現状	10
第5節 高齢者の就業の状況	12
第6節 現計画の評価と課題	14
第7節 日常生活圏域	15
第8節 高齢者保健福祉圏域	16
第3章 計画における高齢者の状況	17
第1節 推計方法	17
第2節 推計人口	17
第3節 被保険者数の推計	18
第4節 要介護認定者数の推計	18
第5節 施設利用者数の推計	19
第4章 高齢者保健福祉の基本方針	20
第1節 高齢者保健福祉の基本方針と基本目標	20
第2節 施策の体系図	21
第5章 健康づくり計画	22
第1節 高齢者福祉の推進	22
第6章 生きがいづくり計画	23
第1節 高齢者の積極的な社会参加	23
第2節 生きがい促進の拠点施設	25
第3節 生きがい支援の推進	25
第7章 生活支援づくり計画（介護保険事業計画）	27
第1節 地域支援事業の充実	27
第2節 充実した介護保険制度の推進	35
第3節 その他のサービス	50
第4節 介護保険サービス質の向上	51

第5節 介護保険料	51
第6節 介護保険制度の円滑な推進	53
第8章 安心なまちづくり計画	55
第1節 生活環境の支援	55
第2節 老人福祉法に基づく措置制度	56
第9章 計画の推進体制	57
第1節 計画の推進体制	57
第2節 策定後の点検体制	57
資 料	58
芳賀町高齢者総合保健福祉計画等策定委員会設置要綱	58
芳賀町高齢者総合保健福祉計画策定委員会委員名簿	59

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

厚生労働省が発表した平成19年簡易生命表によると、日本人の平均寿命は女性が85.99歳、男性が79.19歳となっており、まさしく人生80年の長寿の時代が到来したと言えます。とりわけ75歳以上の後期高齢者人口の比率が高まり、介護や支援を必要とする高齢者も著しく増加しています。一方、近年の世帯規模の縮小、女性の雇用機会の拡大、扶養意識の変化、小地域における支え合いの意識の変化等により、家庭や地域が本来持っている介護機能は著しく低下してきています。

また、疾病構造が生活習慣病中心へと大きく変化しているなか“自分の健康は自分で守り、つくる”という考え方にに基づき、栄養・運動・休養の調和のとれた生活習慣の定着をめざした積極的な健康づくりが必要になってきています。

国は、平成元年に「高齢者保健福祉推進10か年戦略」（ゴールドプラン）をまとめ、高齢者保健福祉サービスの整備目標を示しました。平成2年には福祉関係8法を改正し、都道府県及び市町村に老人保健福祉計画の策定を義務づけました。本町では、平成6年度に「芳賀町高齢者総合保健福祉計画」を策定し、これに基づき保健福祉施策を展開してきました。さらに、平成12年4月から介護を社会全体で支える新たな仕組みである介護保険制度がスタートしました。本町においても保険給付の円滑な実施を図るため、平成11年度に介護保険事業計画を含めた「芳賀町高齢者総合保健福祉計画」を策定し、平成14年度には介護保険開始から3年間の事業実績を踏まえ「芳賀町高齢者総合保健福祉計画」を策定しました。

さらに、平成17年度には高齢者の自立支援とその根底にある尊厳の保持を前提に、介護保険を将来にわたって持続可能な制度とするため全般的な見直しが行われ、①介護予防の推進、②認知症ケアの推進、③地域ケア体制の整備が、新たな高齢者保健福祉施策の方向性として示され、前計画を策定しました。このような経緯を踏まえて本計画は、これまでの流れを大きく変えたり、新たな視点を導入するのではなく、介護保険制度本来の理念に立ち返って、制度を効率的かつ効果的に持続させるために、平成26年度の目標に向けた中間段階として位置づけ、施設整備をはじめ介護サービスの提供基盤を充実させるため平成21年～23年の3年間の計画を策定するものです。

第2節 計画の法的位置づけ

この計画は、老人福祉法第20条の8に定める「老人福祉計画」と介護保険法第117条に定める「介護保険事業計画」及び健康増進法に基づく「健康増進事業等の実施計画」を一体的に策定するものです。

今般の医療制度改革に伴い、平成20年度より「老人保健法」は「高齢者の医療の確保に関する法律」に全面改正され、「老人保健計画」は廃止されました。

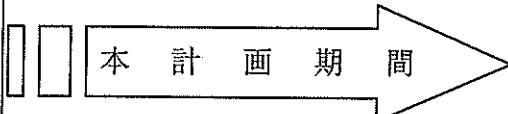
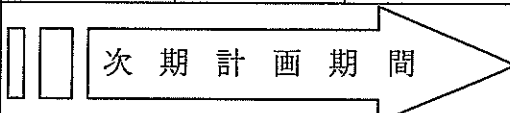
また、この計画は、本町の上位計画である「第5次芳賀町振興計画－クオリティ・プランはが2015」との整合性を図りながら、高齢者の保健・福祉・介護に関する具体的な施策を明らかにするものです。

第3節 計画の期間

計画については、平成21年度を初年度とする23年度までの3年間を計画期間とします。ただし、第3期計画策定時から平成26年度までの次期計画を見据えた目標達成に向けた計画を策定しています。

また、高齢者保健福祉計画は介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならないことから、同時期に見直しを行います。

図1 計画の期間とスケジュール

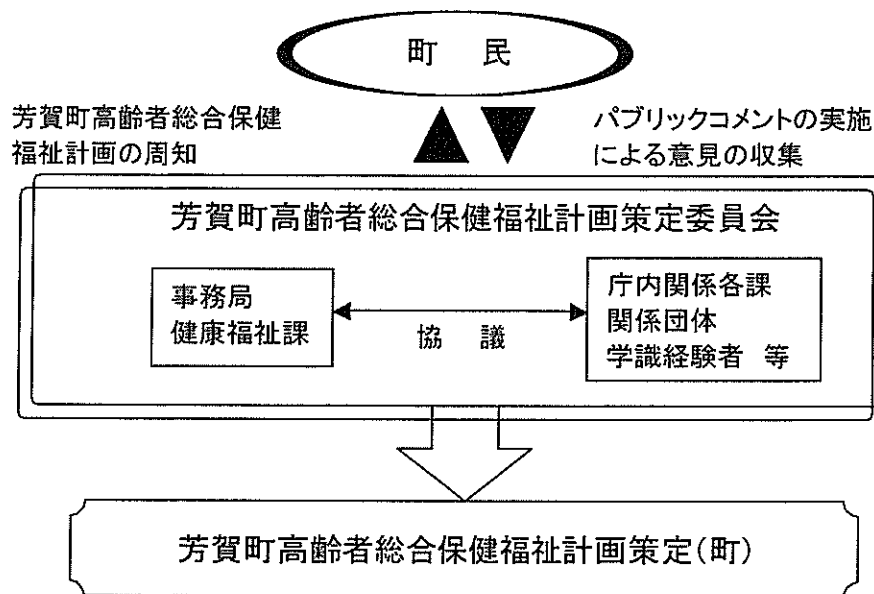
平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
見直し策定						
			見直し策定			

第4節 計画の策定体制

(1)計画の策定体制

本計画の推進にあたっては、保健福祉関連の施策のみならず、広く生涯学習、地域の振興・発展にかかわる施策との一体化・関連の強化に向け、行政機関内部だけではなく、学識経験者や保健医療関係者、福祉関係者及び被保険者代表等の代表などからなる「芳賀町高齢者総合保健福祉計画策定委員会」を設置し、各施策に関する検討と計画に対する意見や要望を集約しました。

図 2 計画策定体制図



(2)町民からの意見聴取と周知

本計画の策定に際して、地域住民の意見を反映させるため、県と共同してアンケート調査を一部抽出により実施するとともに、パブリックコメントを実施し広く町民からの意見を聴取しました。

第5節 計画の利用にあたって

本計画書に掲載している将来の推計値及び見込み量に関しては、少数点以下の処理及び表示単位未満を四捨五入した関係で、内訳と合計が一致しない場合があります。

第2章 高齢者の社会環境の状況

第1節 町の概況

芳賀町は、栃木県の南東部で、県都宇都宮市の東に位置し、東西約 8.6 k m、南北約 14.2 k m で、総面積 70.23 k m² の町です。

町内は、おおむね平坦な地形で、約 60% が農地で、古くから栃木県の代表的な米・麦の産地です。

首都東京から 100 k m 圏内にあることから、首都圏農業の確立を目指し、京浜地域への食料供給基地として大きな役割りも果しています。なかでも、県内有数の生産高を誇る、幸水・豊水は、芳賀梨として有名です。

昭和 29 年の合併後は、国営、県営で大規模な農用地の基盤整備が進められ、県内でも、土地改良は先進的な地域です。また、昭和 50 年代には、宇都宮市を母都市とした宇都宮テクノポリスの指定を受け、大規模な工業団地も造成されました。優良な企業が誘致され、現在は、町の昼間人口比率、財政力指数とも県内市町の上位に位置しています。

近い将来は、主要地方道宇都宮・茂木線及び宇都宮・向田線のバイパスが完成することから、宇都宮市や北関東自動車道へのアクセスがさらに向上します。

このように芳賀町は農工商調和のとれたまちづくりを目指すとともに、さらなる発展を目指しています。

第2節 人口構成の推移

(1)人口構成の推移

本町の人口構成の推移を国勢調査データ及び住民基本台帳からみると、総人口は平成 2 年 17,610 人から平成 19 年 16,914 人で 4.0% 減少しています。

また、総人口に対する高齢者人口割合をみても増加傾向となっています。

表 1 人口構成の推移

	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年
総人口	17,610 人	17,424 人	16,988 人	16,894 人	16,861 人	16,914 人
40 歳以上人口	8,560 人 (48.6%)	9,320 人 (53.5%)	9,636 人 (56.7%)	9,834 人 (58.2%)	9,835 人 (58.3%)	9,897 人 (58.5%)
65 歳以上人口	2,893 人 (16.4%)	3,357 人 (19.3%)	3,622 人 (21.3%)	3,914 人 (23.2%)	3,921 人 (23.3%)	3,990 人 (23.6%)
75 歳以上人口	1,211 人 (6.9%)	1,370 人 (7.9%)	1,569 人 (9.2%)	2,005 人 (11.9%)	2,054 人 (12.2%)	2,092 人 (12.4%)

資料：国勢調査（H2～H12）住民基本台帳（H17～H19 は各年 9.30 現在）

(2) 高齢者世帯の状況

高齢化の進展や町民意識の変化に伴い、家族の在り方も大きく変化しています。

平成 19 年度の本町の総世帯数は、4,955 世帯でそのうち高齢者だけの世帯は 464 世帯、総世帯数の 9.4%に相当します。

今後、高齢者単身世帯等が増加することが予想されるため、安心して生活できるよう高齢者保健福祉サービス等の利用促進が必要です。

また、高齢者世帯等への支援として、地域住民の参加やボランティア等も含めた地域ケア体制の構築も重要です。

表 2 高齢者世帯の状況

区 分		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
総世帯数		4,820 世帯	4,874 世帯	4,955 世帯
高齢者総世帯数		428 世帯	434 世帯	464 世帯
内 訳	高齢者単身世帯	185 世帯	200 世帯	209 世帯
	高齢者夫婦世帯	206 世帯	198 世帯	230 世帯
	単身、夫婦（上記）以外 の高齢者世帯	37 世帯	36 世帯	25 世帯

資料：住民基本台帳

(3) 高齢者のいる世帯の住居の状況

高齢者のいる世帯の住居の状況については、平成 17 年国勢調査によると「持家」が最も多く 98.6%となっています。

このため高齢者が生活しやすい環境を整えるための居住環境の整備促進が必要です。

表 3 高齢者のいる世帯の住居の状況

区 分	世 帯 数	構 成 比
持 家	2,488 世帯	98.6%
公営・公団・公社の借家	2 世帯	0.0%
民間の借家	23 世帯	0.9%
給与住宅（社宅・公務員住宅）	4 世帯	0.2%
間借り	7 世帯	0.3%
計（住宅に住む一般世帯）	2,524 世帯	100.0%

資料：国勢調査（平成 17 年）

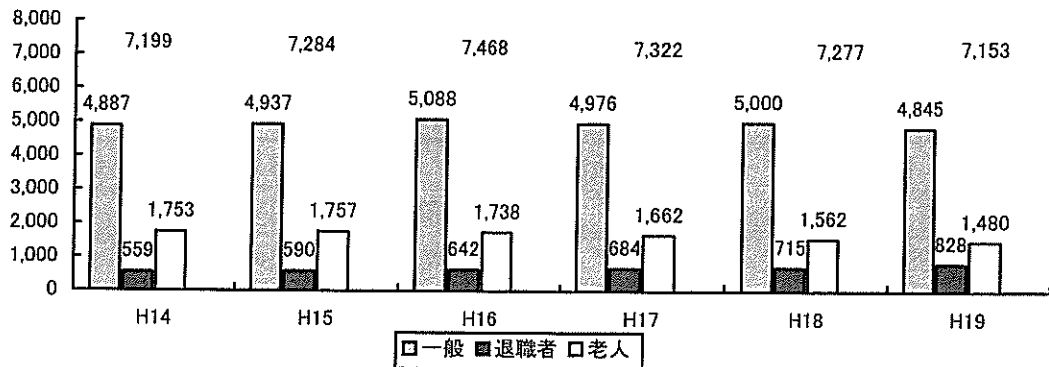
第3節 高齢者の医療の状況

(1) 国民健康保険被保険者数及び1人当たり医療費の推移

国民健康保険被保険者数の推移を平成14年から平成19年までをみると、一般と老人は減少傾向にあり、退職者は増加傾向にあります。

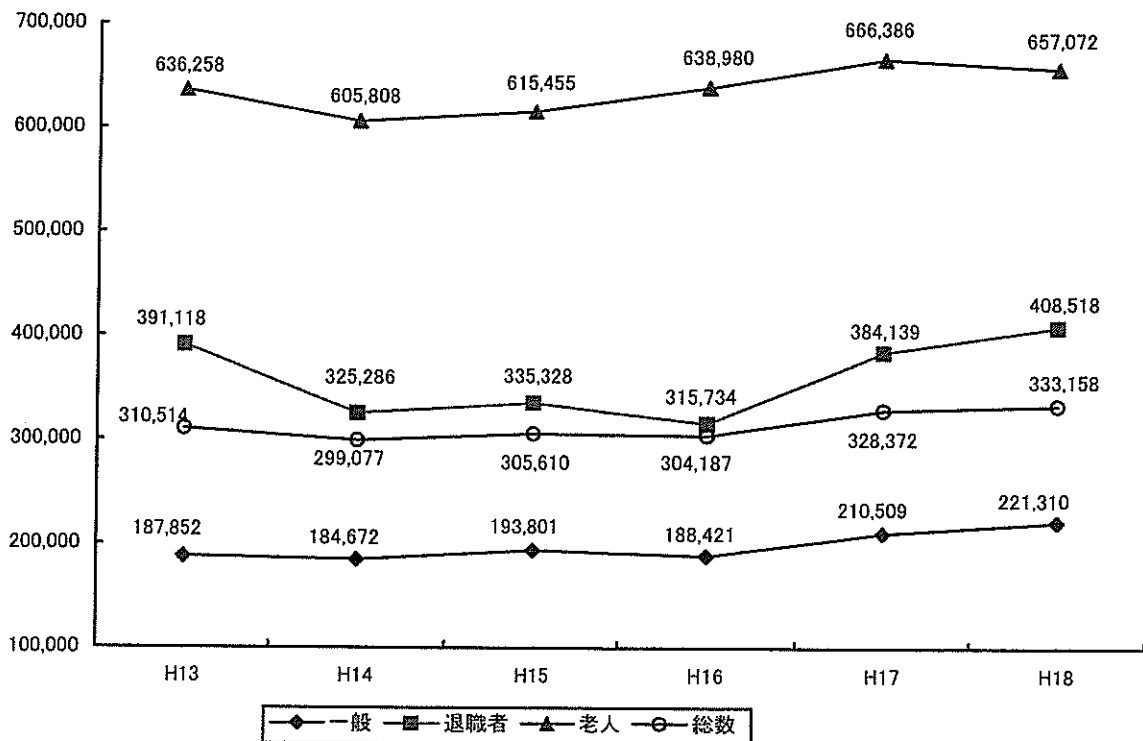
全体では平成16年をピークに減少傾向にあります。

図3 国民健康保険被保険者数の推移



1人当たり医療費の推移を、平成13年から平成18年までみると、老人の医療費が最も多く、次いで退職者、一般の順となっており、全体の総数では平成16年を境に減少から増加に転じています。

図4 1人当たり医療費の推移



(2)老人医療費の3要素

老人医療費の3要素（受診率・一件当たりの日数・一件当たりの診療費）を平成12年度と平成19年度で比較すると、受診率（老人医療受給対象者100人当たりの年間受診件数）は上がっていますが、一件当たりの日数と一件当たりの診療費は下がっています。

表 4 受診状況

	平成12年度(70歳)	平成19年度(75歳)
老人医療受給対象者数	2,636人	2,224人
受診延件数	3,566件	3,136件
受診延日数	10,855日	8,265日
医療費総額	118,870,260円	100,690,290円
受診率	135件	141件
一件当たりの日数	3日	2.6日
一件当たりの診療費	33,334円	32,108円

資料：老人保健疾病分類統計表・（注）受診率は、老人医療受給対象者100人当たりの年間受診件数

平成19年3月末の長期入院者数を見ると、65～74歳では2人、75歳以上では57人となっています。

入院医療の必要性が低い長期入院患者のうち退院の可能性が高い高齢者について、施設系及び居住系サービスへの移行の必要性がうかがわれます。

表 5 長期入院者数（3ヶ月以上）（平成19年度現在）

	国民健康保険	社会保険	合計
65～74歳	2人	0人	2人
75歳以上	43人	14人	57人
合計	45人	14人	59人

資料：老人保健医療給付台帳

(3) 高齢者の主要疾病

高齢者の平成19年6月審査分の主要疾病をみると、循環器系の疾患が1,173件と最も多く、次いで消化器系の疾患が392件、筋骨格系及び結合組織の疾患が350件、眼及び付属器の疾患319件の順となっています。

表 6 高齢者の主要疾病分類

疾 病 分 類	受 診 数	構 成 比
感染症及び寄生虫症	42 件	1.3%
新生物	90 件	2.9%
血液及び造血器の疾患	0 件	0%
内分泌、栄養及び代謝疾患	228 件	7.3%
精神及び行動の障害	53 件	1.7%
神経系の疾患	52 件	1.6%
眼及び付属器の疾患	319 件	10.2%
耳及び乳様突起の疾患	46 件	1.5%
循環器系の疾患	1,173 件	37.4%
呼吸器系の疾患	132 件	4.2%
消化器系の疾患	392 件	12.5%
皮膚及び皮下組織の疾患	45 件	1.4%
筋骨格系及び結合組織の疾患	350 件	11.2%
尿路性器系の疾患	76 件	2.4%
先天奇形、変形及び染色体異常	1 件	0%
症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	53 件	1.7%
損傷、中毒及びその他の外因の影響	84 件	2.7%
合 計	3,136 件	100.0%

資料：老人保健疾病分類統計表（平成19年6月審査分）

(4)年次別死因順位

年次別死因順位をみると、悪性新生物、脳血管疾患、心疾患の三大生活習慣病による死亡が上位を占めています。

生活習慣病は早期発見・治療により、発症や重症化を防ぐことが可能であることから、平成20年4月から、導入された特定健康診査・特定保健指導を実施することが、医療保険の運営主体である保険者に対し、法律で義務づけられました。

これにより、町では国民健康保険の保険者として、メタボリックシンドロームの概念を導入した特定健康診査・特定保健指導を実施し、早期発見に努める必要があります。

表 7 年次別死因順位の年間推移

	平成8年度	平成13年度	平成18年度
死亡総数	154人	170人	193人
第1位	悪性新生物 (38人：24.7%)	悪性新生物 (45人：26.5%)	悪性新生物 (48人：24.9%)
第2位	脳血管疾患 (36人：23.4%)	脳血管疾患 (25人：14.7%)	脳血管疾患 (33人：17.1%)
第3位	心疾患 (27人：17.5%)	心疾患 (31人：18.2%)	心疾患 (30人：15.5%)

資料：栃木県保健統計年報

第4節 介護保険の現状

(1)第1号被保険者数の推移

平成20年の住民基本台帳によると、総人口は16,852人で、そのうち第1号被保険者数は、前期高齢者（65～74歳の高齢者）が1,855人、後期高齢者（75歳以上の高齢者）が2,180人で合わせると4,035人となっており、高齢化率は23.9%となっています。

また、第2号被保険者数は5,894人で、総人口比は35.0%となっており、被保険者数は9,929人で、総人口比は58.9%となっています。

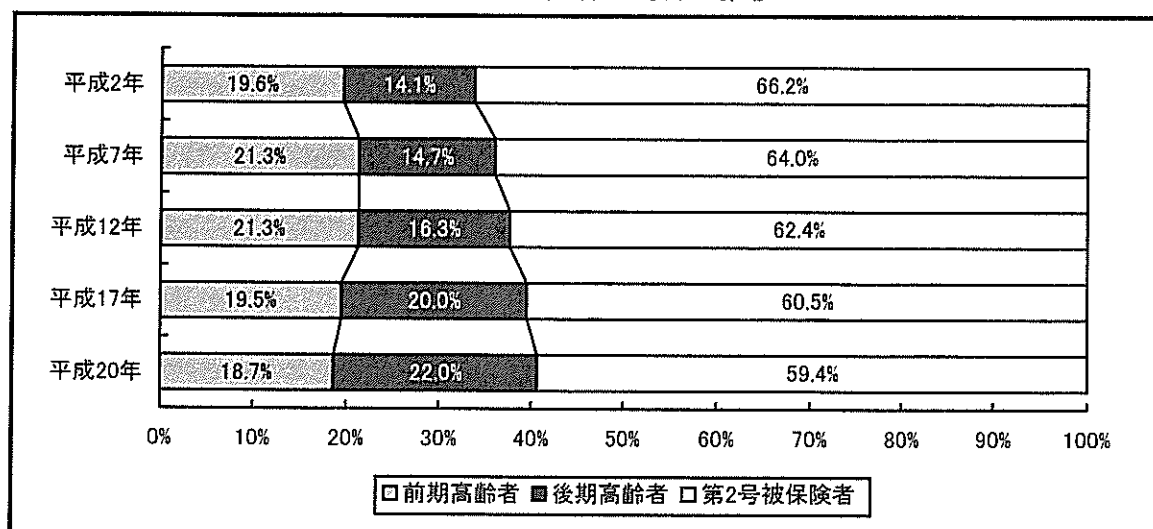
表8 第1号被保険者数の推移（各年10月1日現在）

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成20年
総人口	17,610人	17,424人	16,988人	16,894人	16,852人
第1号被保険者数	2,893人	3,357人	3,622人	3,914人	4,035人
対総人口比	16.4%	19.3%	21.3%	23.2%	23.9%
前期高齢者数	1,682人	1,987人	2,053人	1,909人	1,855人
対総人口比	9.6%	11.4%	12.1%	11.3%	11.0%
後期高齢者数	1,211人	1,370人	1,569人	2,005人	2,180人
対総人口比	6.9%	7.9%	9.2%	11.9%	12.9%
第2号被保険者数	5,667人	5,963人	6,004人	5,920人	5,894人
対総人口比	32.2%	34.2%	35.3%	35.0%	35.0%
被保険者数計	8,560人	9,320人	9,626人	9,834人	9,929人
対総人口比	48.6%	53.5%	56.7%	58.2%	58.9%

資料：国勢調査（H2～H12）・住民基本台帳（H17～H20 9月30日現在）

被保険者数の推移をみると、65歳以上の高齢者数が増加傾向にあり、特に75歳以上の高齢者数は平成2年から平成20年までに80.0%増加しています。

図5 被保険者数割合の推移



(2)要介護者等の状況

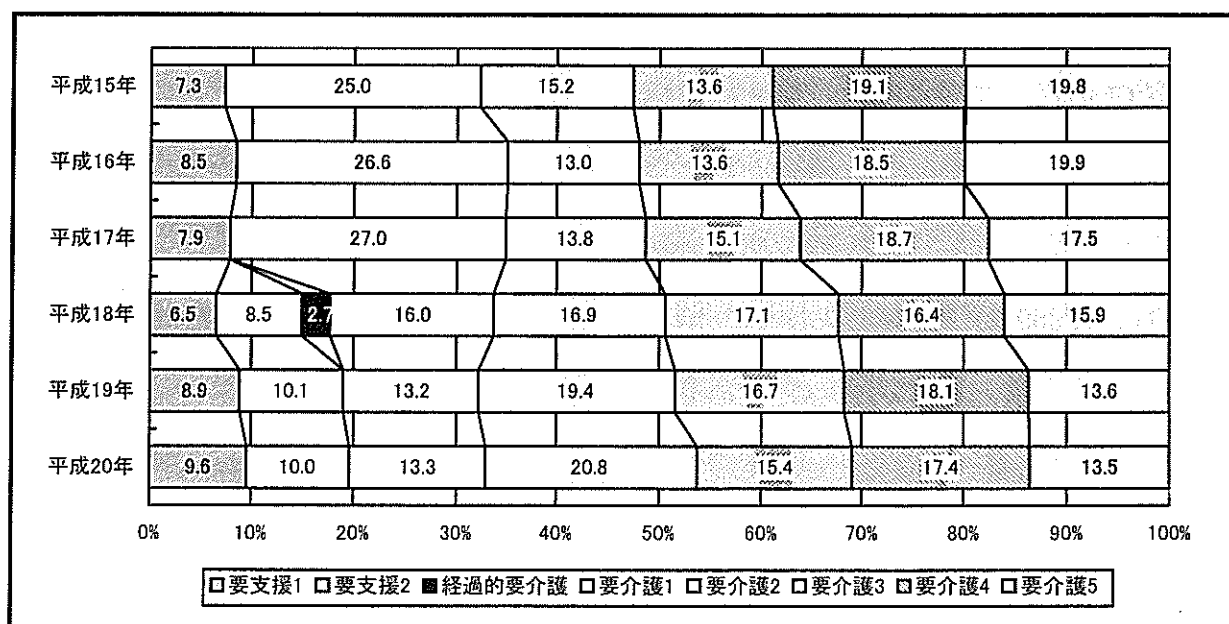
平成15年から平成20年までの要介護等認定者数の推移をみると、年々増加傾向を示しており、平成15年では440人で、認定率は11.3%ですが、平成20年には592人で認定率は14.6%で、3.3%増加しています。

表 9 要介護者等の状況（各年9月末現在）

年 度		平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
区 分							
第1号被保険者数		3,883人	3,900人	3,924人	3,938人	4,004人	4,042人
要介護認定者数合計		440人	493人	530人	555人	552人	592人
要 介 護 認 定 率		11.3%	12.6%	13.5%	14.1%	13.8%	14.6%
介 護 度 別	要 支 援 1	32人	42人	42人	36人	49人	57人
		7.3%	8.5%	7.9%	6.5%	8.9%	9.6%
	要 支 援 2				47人	56人	59人
					8.5%	10.1%	10.0%
	経過的要介護				15人		
					2.7%		
	要 介 護 1	110人	131人	143人	89人	73人	79人
		25.0%	26.6%	27.0%	16.0%	13.2%	13.3%
	要 介 護 2	67人	64人	73人	94人	107人	123人
		15.2%	13.0%	13.8%	16.9%	19.4%	20.8%
	要 介 護 3	60人	67人	80人	95人	92人	91人
		13.6%	13.6%	15.1%	17.1%	16.7%	15.4%
	要 介 護 4	84人	91人	99人	91人	100人	103人
		19.1%	18.5%	18.7%	16.4%	18.1%	17.4%
	要 介 護 5	87人	98人	93人	88人	75人	80人
		19.8%	19.9%	17.5%	15.9%	13.6%	13.5%

資料：「介護保険事業状況報告」

図 6 要支援・要介護度別推移



(3)介護サービスの利用状況

居宅サービス利用者数をみると、平成15年の217人から、平成20年では391人と80.2%増加しています。

表 10 居宅サービス利用者数

区分	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
H15.10	17人	—	—	76人	40人	30人	27人	27人	217人
H16.10	25人	—	—	96人	42人	38人	34人	25人	260人
H17.10	26人	—	—	107人	44人	52人	41人	33人	303人
H18.10	16人	24人	12人	76人	60人	62人	30人	33人	313人
H19.10	34人	46人	—	60人	79人	64人	35人	27人	345人
H20.10	42人	45人	—	59人	105人	65人	41人	34人	391人

施設サービス利用者数をみると、平成15年の127人から、平成20年では128人と増減していますが、施設入所者数に大きな変化はなく推移しています。

表 11 施設サービス利用者数

区分	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	計
H15.10	67人	44人	16人	127人
H16.10	63人	49人	15人	127人
H17.10	64人	47人	15人	126人
H18.10	62人	51人	18人	131人
H19.10	64人	56人	16人	136人
H20.10	59人	48人	21人	128人

第5節 高齢者の就業の状況

(1)高齢者の就業状況

平成17年の国勢調査による高齢者の就業状況については、高齢者3,815人のうち、1,289人が労働力人口であり、「主に仕事」をしている高齢者は900人となっています。

表 1 2 高齢者の就業状況

就 労 形 態	男 性		女 性		合 計	
労働力人口	750	46.6%	539	24.4%	1,289	33.8%
主 に 仕 事	644	40.0%	256	11.6%	900	23.6%
家事のほか仕事	71	4.4%	279	12.7%	350	9.2%
休 業 者	20	1.2%	2	0.0%	22	0.6%
完 全 失 業 者	15	0.9%	2	0.0%	17	0.4%
非労働力人口	858	53.3%	1,666	75.6%	2,524	66.2%
総 数 *1)	1,610	100.0%	2,205	100.0%	3,815	100.0%

資料：国勢調査（平成 17 年） *1) 労働力状態「不詳」を含む。

年齢階級・性別に分類してみると、65～74 歳では男女合わせて 1,881 人に対し、951 人と半数以上が労働力人口となっています。

表 1 3 高齢者の性・年齢別の就業状況

区 分	男 性			女 性			合 計		
	総 数	労働力人口	構成比	総 数	労働力人口	構成比	総 数	労働力人口	構成比
65～74 歳	882	549	73.2%	999	402	74.6%	1,881	951	73.8%
75 歳以上	728	201	26.8%	1,206	137	25.4%	1,934	338	26.2%
合 計	1,610	750	100.0%	2,205	539	100.0%	3,815	1,288	100.0%

資料：国勢調査（平成 17 年）

(2)シルバー人材センターの加入者数

広報「はが」、シルバーだより等の広報により会員募集を行っており、会員数もほぼ同数を維持しつつあり平成 19 年度で 183 人となっています。また、会員の資質向上のため打ち合わせ、研修等を実施しており、業務内容にも評価を受けています。

表 1 4 シルバー人材センターの就業状況(会員数)

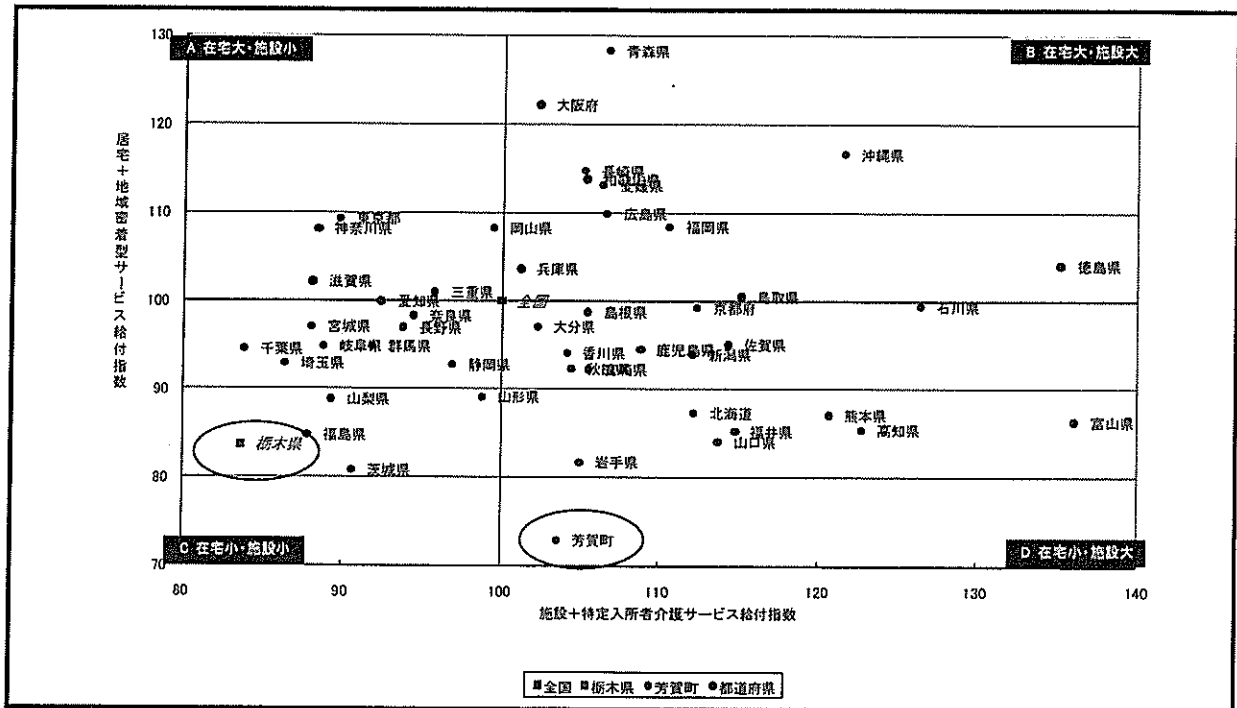
区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
会 員 数	186 人	187 人	183 人
高齢化率（65 歳以上）	23.2%	23.3%	23.6%
総 人 口	16,894 人	16,861 人	16,914 人

第6節 現計画の評価と課題

(1) 給付分析

第1号被保険者1人当たり施設+特定施設入所者介護サービス給付指数が高く、施設サービス等の利用が活発です。一方、第1号被保険者1人当たり居宅+地域密着型サービスは低く、居宅系サービスの利用はそれほど活発ではないと言えます。

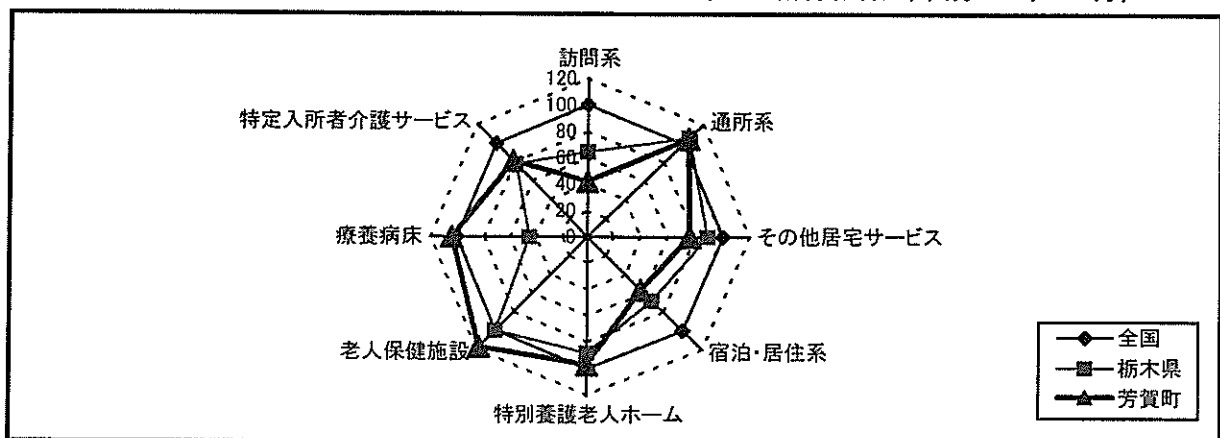
図7 指標 第1号被保険者1人当たり居宅+地域密着型サービス・施設+特定入所者介護サービス給付指数（平成19年04月）



サービス系列別第1号被保険者1人当たり給付指数をみると、訪問系サービス、宿泊・居住系サービスの利用が活発でないことがうかがえます。特に介護をする家族等の意識に原因がある場合が多く、要因分析を行うことが必要です。

一方、通所系サービス・老人保健施設・療養病床は活発に利用されています。

図8 指標 サービス系列別第1号被保険者1人当たり給付指数（平成19年04月）



第7節 日常生活圏域

(1)日常生活圏域

地域における住民の生活を支える基盤は、保健・医療・福祉関係の施設だけでなく、「住まい」や他の公共施設、交通網、更にはこうした地域資源をつなぐ人的なネットワークも重要な要素となります。地域ケアを充実させるためには、これらが有機的に連携し、地域住民の生活を支えるものとして機能することが重要となってきます。

そのため、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、町内の日常生活圏域を祖母井、南高、水橋の3地区に分け、区域を定めています。

(2)地域包括支援センター圏域

地域包括支援センターは、高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、安心して地域で暮らし続けることができるよう、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点です。町内に地域包括支援センターを1箇所配置し、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが常駐し、介護予防のケアマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行っています。

第8節 高齢者保健福祉圏域

保健福祉サービスの水準や介護保険の対象となるサービスの目標を定めるための広域的な単位として、栃木県では、5つの高齢者保健福祉圏域が定められています。

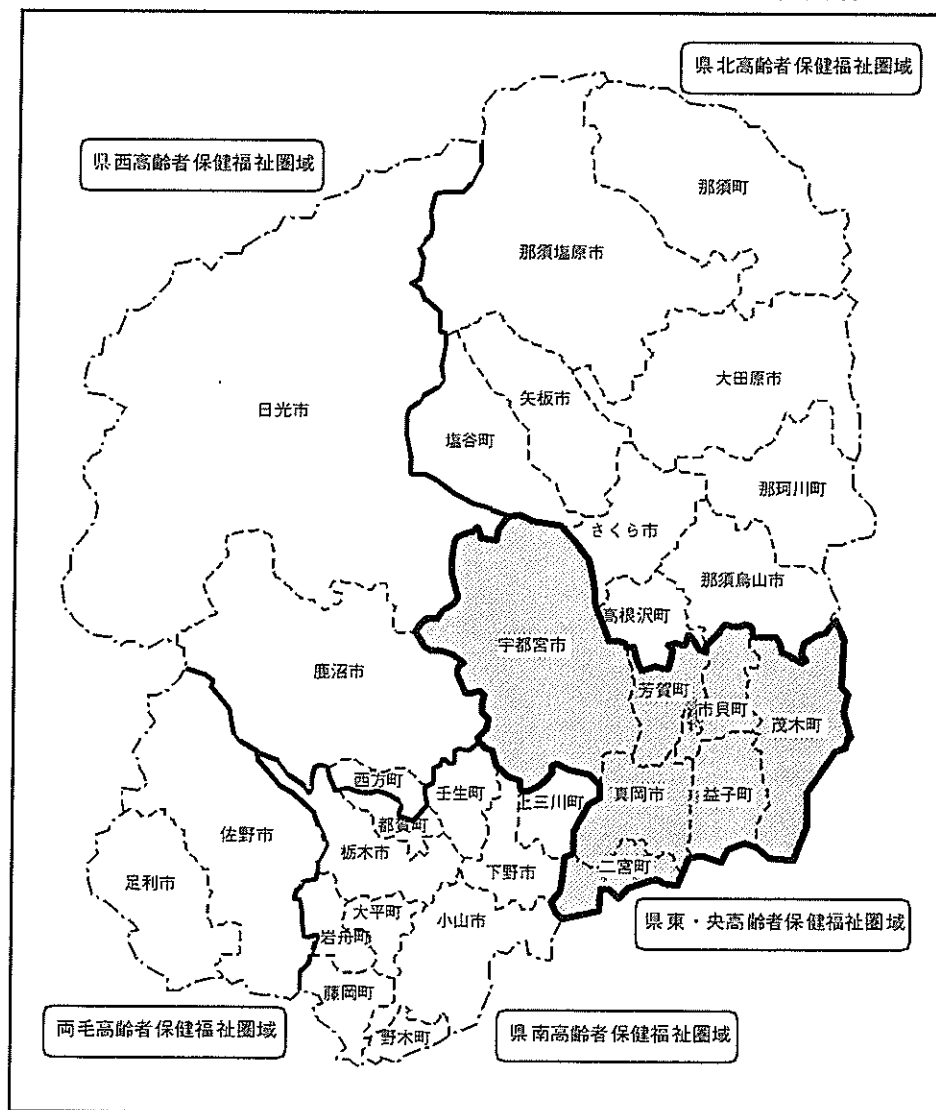
本町では、県東・央高齢者保健福祉圏域に属しており、2市5町で構成され、圏域別人口は655,649人、65歳以上人口は115,725人、高齢化率は17.7%になります。

表 15 高齢者保健福祉圏域（平成17年10月1日現在）

高齢者保健福祉圏域名	市町村名	圏域別人口	65歳以上人口	高齢化率
県東・央（2市5町）	宇都宮市・真岡市・二宮町・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町	655,649人	115,725人	17.7%

資料：平成17年国勢調査

図 9 地域ケア体制整備構想における高齢者保健福祉圏域



第3章 計画における高齢者の状況

第1節 推計方法

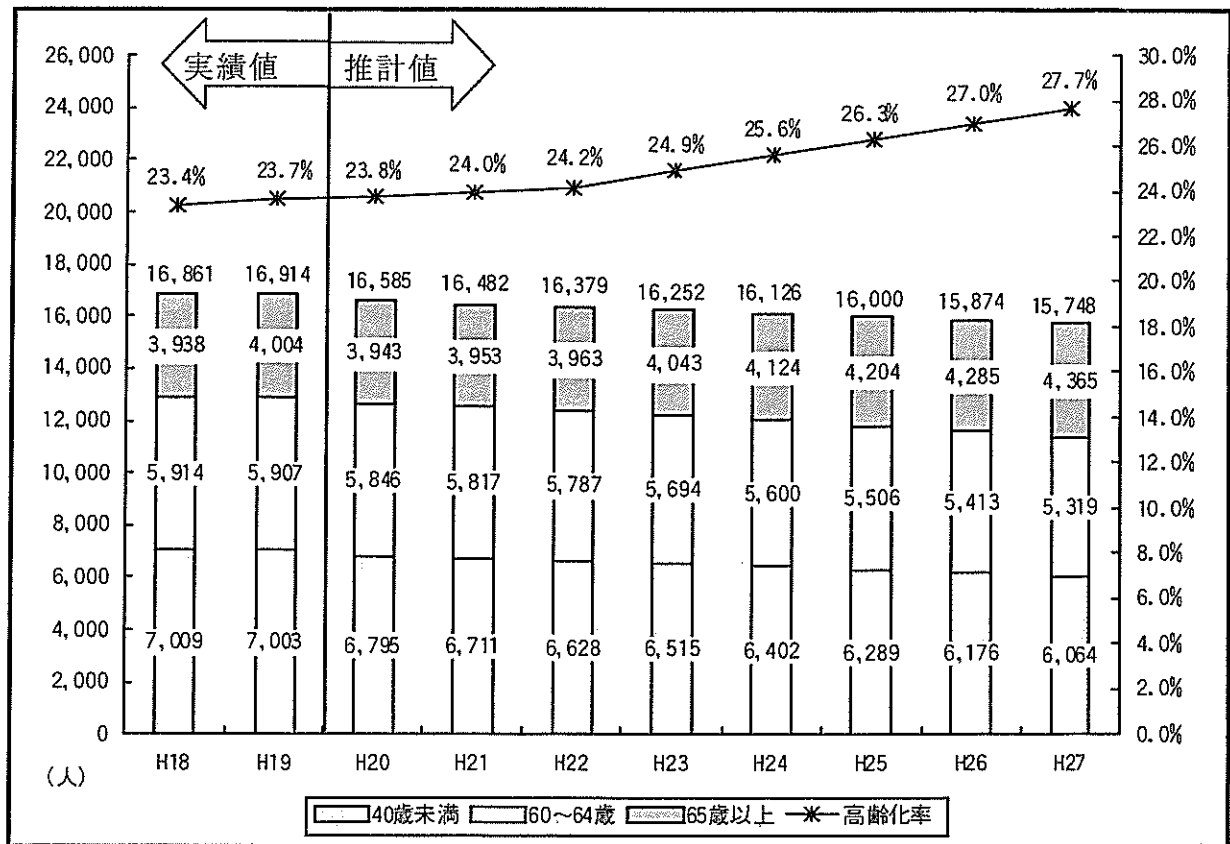
昭和60年、平成2年、平成7年、平成12年、平成17年の過去5回の国勢調査データ及び住民基本台帳をもとに、「コーホート要因法」により平成20年から平成27年までの8年間の人口の推計を行いました。

第2節 推計人口

推計による高齢者人口は、平成20年の3,943人から平成27年には4,365人と10.7%増加すると見込まれます。

このため、高齢化率についても平成20年は23.8%から平成27年は27.7%と3.9ポイント増加すると見込まれます。

図10 実績と人口推計



第3節 被保険者数の推計

被保険者数の推計は、下表のようになっています。

表 16 被保険者数の推計（単位：人）

	実績値		推計値							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
総人口	16,861	16,914	16,585	16,482	16,379	16,252	16,126	16,000	15,874	15,748
第1号被保険者	3,938	4,004	3,943	3,953	3,963	4,043	4,124	4,204	4,285	4,365
前期高齢者	1,873	1,900	1,827	1,799	1,772	1,852	1,933	2,013	2,094	2,174
後期高齢者	2,065	2,104	2,117	2,154	2,191	2,191	2,191	2,191	2,191	2,191
第2号被保険者	5,914	5,907	5,846	5,817	5,787	5,694	5,600	5,506	5,413	5,319

第4節 要介護認定者数の推計

(1)各年度における要支援・要介護認定者数の推計

平成15年から平成19年10月現在の要介護認定者数を基に、計画における要支援・要介護認定者数を推計すると下表のとおりであり、平成20年度は585人、平成26年度は762人と推計されます。

表 17 要支援・要介護認定者数の推計（単位：人）

	実 績 値		推 計 値							
	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	
第 1 号被保険者	530	530	558	580	606	630	657	687	721	
要支援 1 等	49	49	50	51	52	53	54	54	55	
要支援 2	47	56	56	57	58	58	59	59	59	
要介護 1	86	69	70	71	73	74	75	76	77	
要介護 2	90	103	105	114	123	131	140	148	157	
要介護 3	87	84	101	107	114	121	127	134	141	
要介護 4	89	98	102	104	105	109	115	122	129	
要介護 5	82	71	75	76	80	84	88	94	102	
第 2 号被保険者	25	22	26	29	32	34	36	39	41	
要支援 1 等	2	0	0	0	0	0	0	0	0	
要支援 2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
要介護 1	3	4	4	4	4	4	4	4	4	
要介護 2	4	4	5	5	6	7	7	8	8	
要介護 3	8	8	9	11	12	13	14	15	16	
要介護 4	2	2	2	1	1	1	0	0	0	
要介護 5	6	4	6	8	9	10	11	12	13	
認定者数計	555	552	585	609	637	664	693	726	762	

第5節 施設利用者数の推計

平成 18 年度、19 年度の施設サービス利用者数を基に平成 26 年度までの施設サービス利用者数を推計すると下表のとおり推計されます。

第 3 期計画からの目標である国から示された割合によると、平成 26 年度には施設利用者割合（要介護 2～5）を 37.0％以下におさえ、さらに施設利用者割合（要介護 4～5）を 70.0％以上にするようになります。

表 18 施設利用者数の推計（単位：人・％）

区 分	年 度		推 計 値							
	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	
施設利用者数	136	144	143	143	142	171	171	171	171	
うち要介護 4・5	90	99	99	99	99	122	124	124	124	
介護老人福祉施設	63	65	64	64	64	64	64	64	64	
非転換分	63	65	64	64	64	64	64	64	64	
介護療養からの転換分				-	-	-	-	-	-	
介護老人保健施設	53	58	59	59	58	58	78	78	78	
非転換分	53	58	59	59	58	58	58	58	58	
介護療養からの転換分				-	-	-	20	20	20	
介護療養型医療施設	20	21	20	20	20	20				
非転換分	20	21	20	20	20	20				
他施設等への転換分				-	-	-				
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	-	-	-	-	-	29	29	29	29	
非転換分	-	-	-	-	-	29	29	29	29	
介護療養からの転換分				-	-	-	-	-	-	
認知症対応型共同生活介護	7	11	12	12	12	12	12	12	12	
非転換分	7	11	12	12	12	12	12	12	12	
介護療養からの転換分				-	-	-	-	-	-	
要介護 2～5 の割合 (%)	38.6	41.2	38.2	36.4	34.2	38.6	36.5	34.4	32.3	
要介護 2～5 の要介護者数	368	374	406	426	450	474	502	533	567	
施設・居住系サービス利用者数	142	154	155	155	154	183	183	183	183	
要介護 4～5 の割合 (%)	66.2	68.9	69.2	69.2	69.7	71.3	72.5	72.5	72.5	
特定施設入居者生活介護 (介護専用型以外)	1	5	5	5	5	5	5	5	5	
非転換分	1	5	5	5	5	5	5	5	5	
介護療養からの転換分				-	-	-	-	-	-	
転換分 (介護療養からの転換分)				-	-	4				
要支援 1 等 (医療療養からの転換分)										
要支援 2 (医療療養からの転換分)										
要介護 1 (医療療養からの転換分)				-	-	-				
要介護 2 (医療療養からの転換分)				-	-	-				
要介護 3 (医療療養からの転換分)				-	-	1				
要介護 4 (医療療養からの転換分)				-	-	1				
要介護 5 (医療療養からの転換分)				-	-	2				

第4章 高齢者保健福祉の基本方針

第1節 高齢者保健福祉の基本方針と基本目標

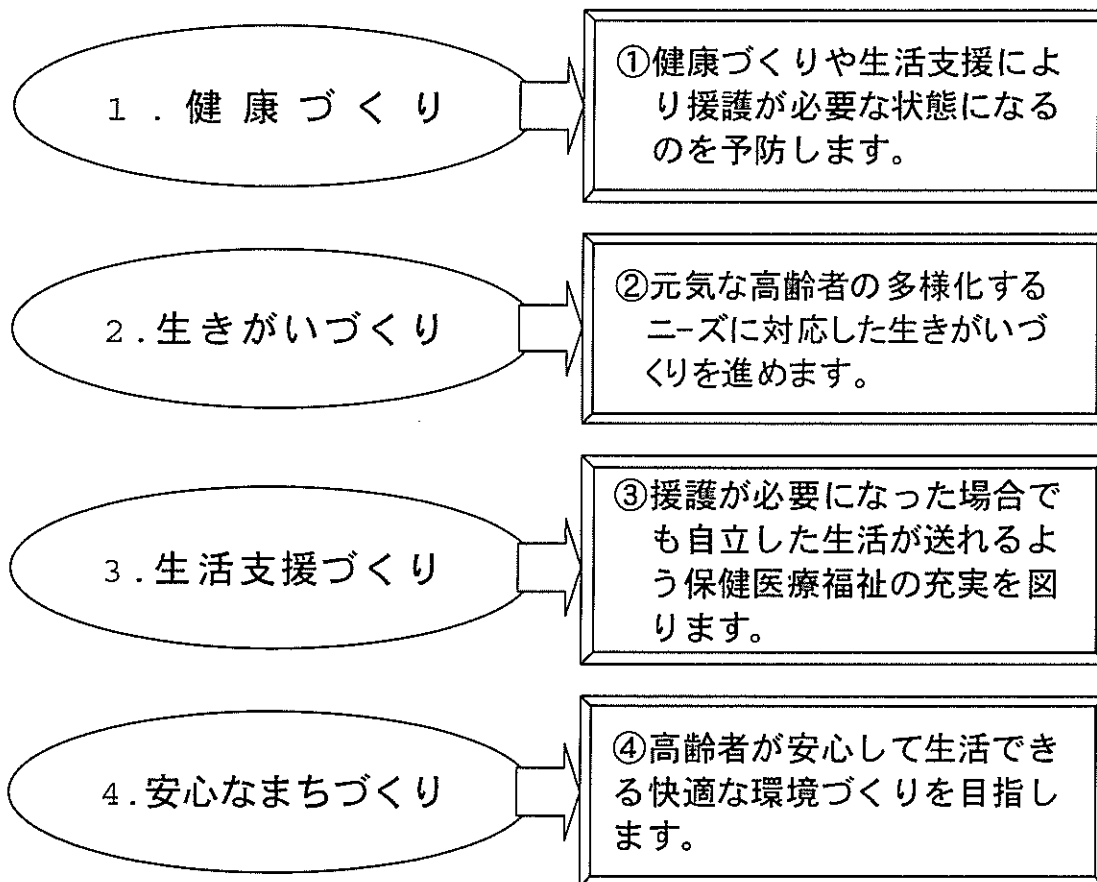
(1) 基本方針

本町では、高齢者の視点に立った高齢者福祉施策を推進するため、本計画の基本方針を以下のとおり設定し、住み慣れた地域にいつまでも健やかに安心して住み続けられるまちづくりを目指します。

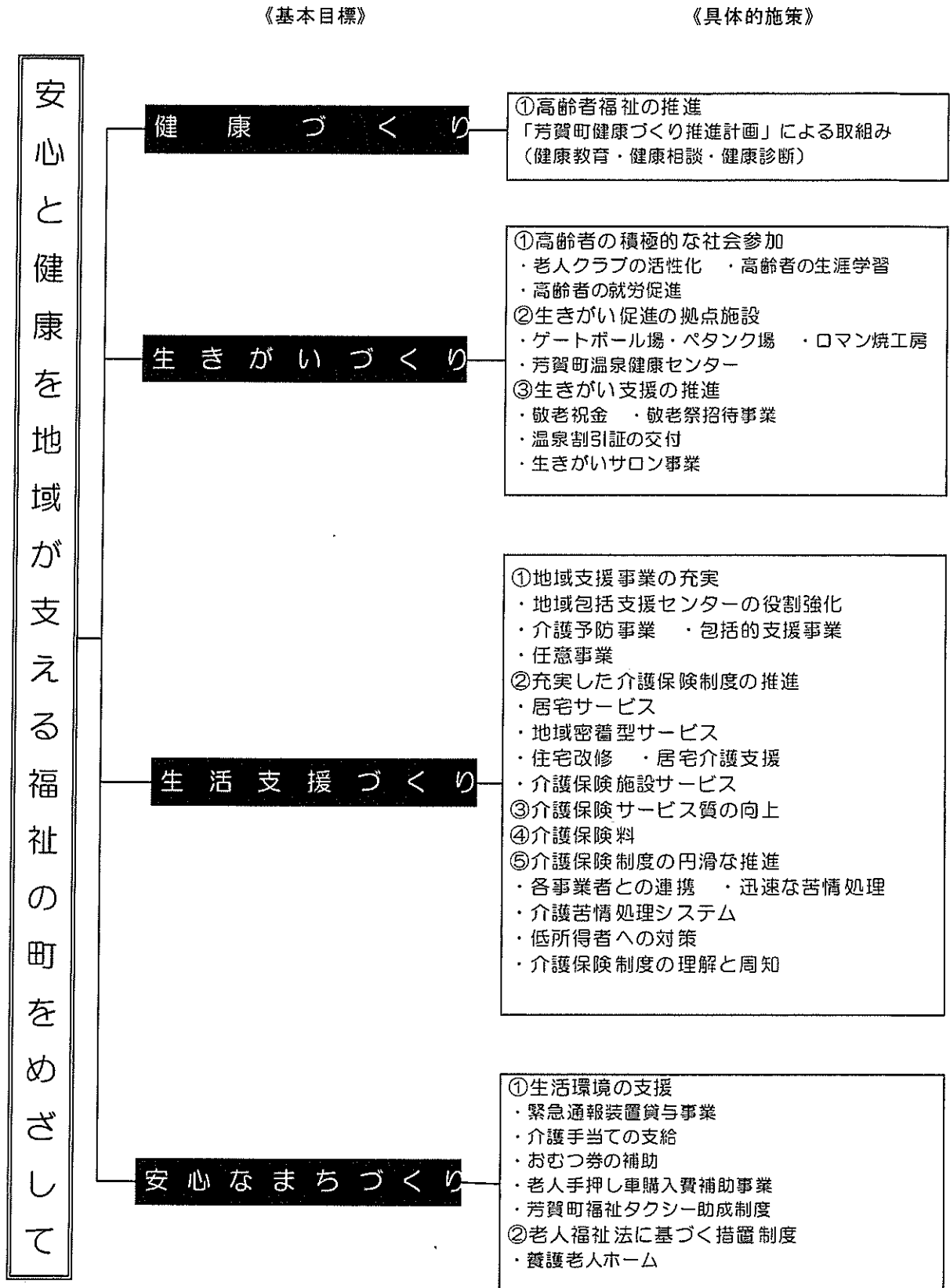
安心と健康を地域が支える福祉の町をめざして

(2) 基本目標

基本方針に基づき、「安心と健康を地域が支える福祉の町をめざして」の実現のため、健康な高齢者から要介護者等にいたるまで、さまざまな生活ニーズに対応していくため、4つの基本目標を掲げました



第2節 施策の体系図



第5章 健康づくり計画

第1節 高齢者福祉の推進

これまで基本的なサービスを身近なところで利用できるサービス提供体制づくりを進めてきましたが、さらに高齢者の自立支援を基本理念とする介護保険制度に伴い、医療・福祉の連携を強化し総合的な施策を推進するため、高齢者が住み慣れた家庭や地域でできる限り自立し安心して暮らせるよう「芳賀町健康づくり推進計画」と一体的に取り組む、高齢者福祉の推進を図っていきます。

第6章 生きがいきづくり計画

第1節 高齢者の積極的な社会参加

(1) 老人クラブの活性化

町では各老人クラブが他の老人クラブと連携を図りながら、生きがいきづくり活動を展開しています。

高齢者の社会参加活動の促進、あるいは老後の生活を豊かで健全なものにするため、老人クラブ活動は重要な役割を担っています。

町では、社会福祉協議会が事務局である芳賀町老人クラブ連合会との連携により、各クラブの活動支援を行っており、今後も下記老人クラブ連合会事業計画に基づき老人クラブの活性化を図ります。

表 19 老人クラブ連合会事業計画

主 な 活 動	活 動 内 容
1 健康づくり活動	①スポーツ大会(運動会)の開催 ④輪投げ大会の開催 ②グラウンドゴルフ大会の開催 ⑤ゲートボール大会の開催 ③ベタンク大会の開催 ⑥スポーツ講習会の開催
2 生きがいきづくり活動	①はつらつ教室の開催 ②作品展の開催 単位クラブの活動を後押しする ③芸能大会の開催 教室を開催する ④ふれあい交流事業の開催
3 クラブづくり活動	①広報誌の発行 ⑤地区連への援助 ②会長研修会の開催 ⑥郡幹部研修会への参加 ③女性会員研修会の開催 ⑦郡指導者研修会への参加 ④功労者表彰
4 会議の開催	①会長会議の開催(年4回) ③監事会の開催(年1回) ②総会の開催(年1回)
5 県老連・郡老連行事への参加	①県老人クラブ大会への参加 ④県正副会長研修会への参加 ②市町村会長会議への参加 ③県作品展への参加

(2) 高齢者の生涯学習

今日の高齢化、少子化、情報化、国際化などによる社会の急激な変化は、私たちの日常生活に様々な影響を与えており、このような社会の変化に対応するためには、新たな発想や視点で行動することが求められています。

人生 80 年時代を迎え、余暇時間の増大や健康への関心が高まり、生きがいを求める声が日に日に強くなっています。

高度化する学習ニーズに的確に対応するため、新たな学習講座の開設等、高齢者が健康で生きがいのある生活が送れるような社会環境づくりを目指していきます。

また、(財)栃木県高齢者総合センターとの連携による、栃木県シルバー大学校の活用等、広域的な学習の場も積極的に導入します。

表 20 高齢期の学習の推進

推 進 の 施 策	具 体 的 施 策	担 当 課 等
●高齢者の生涯学習 高齢者が健康で、生きがいのある生活が送れるような社会環境づくりの確立を図る	・ 生きがい講座 ・ 陶芸教室 ・ 生涯学習講演会 ・ 高齢者の交通安全教室 ・ 高齢者健康相談の開設 ・ 健康ダイアルの普及 ・ 栃木県シルバー大学校の活用	生涯学習課 健康福祉課 生涯学習課 総務課 健康福祉課 〃 〃
●高齢者の趣味・スポーツ活動の振興	・ 民舞会 ・ 書道会 ・ 吟詠会 ・ 俳句会 ・ 短歌会 ・ 写真クラブ ・ 各種スポーツ教室 ・ スポーツ大会の拡充	生涯学習課 〃 〃 〃 〃 〃 〃 社会体育課 〃

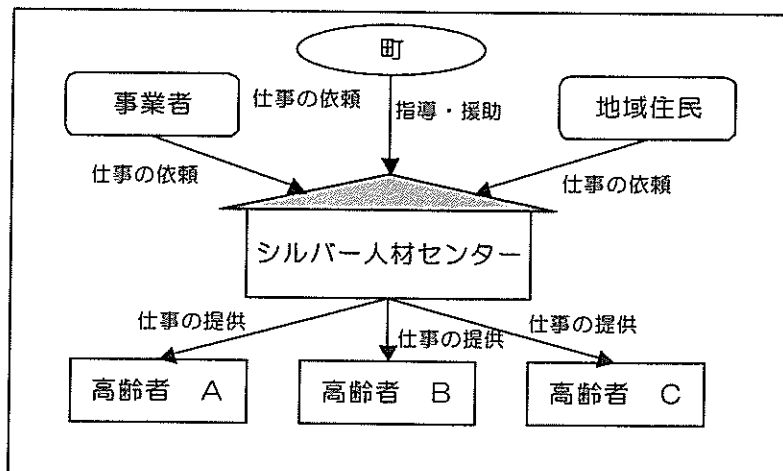
(3)高齢者の就労促進

これまで町では、高齢者が自主性と相互協力により、労使間の雇用関係を前提としない就業機会を確保・提供し、長年身につけてきた経験や知識・技能を地域に役立て、生きがいを見いだすことを目的として、(社)芳賀町シルバー人材センターを平成4年に設立し、雇用の促進を図ってきました。

広報等による地域への浸透とともに、年々受託件数も増加しているが、現在では高齢者の就業意識も多様化してきており、健康で就業意欲の高い高齢者のニーズに応じた、多岐にわたる雇用・就業機会の確保体制が必要となってきました。

さらにニーズに応じた一層の就労促進を図るため、町シルバー人材センターにおいて下記事業計画を定め、事業を展開します。

図 11 シルバー人材センターネットワーク概念図



第2節 生きがい促進の拠点施設

(1)拠点施設

①ゲートボール場・ペタンク場

現在、町が把握している3地区にゲートボール場・ペタンク場が整備され、老人クラブを中心に活動が展開されています。ゲートボール人口は年々減少傾向にありますが、それに替わりグラウンドゴルフやペタンク等、新スポーツが増加傾向にあります。

②ロマン焼工房（陶芸教室）

芳賀町の文化づくり及び高齢者の生きがい対策目的で、平成6年に整備した施設であり、現在3班編成で42名が活動しています。

③芳賀町温泉健康センター

高齢者の健康増進と介護知識の普及を図る目的で、平成11年12月竣工しました。町開催事業参加者及び隣接する芳賀町温泉センターの利用許可者の入館は無料で、健康づくり・介護予防教室・エアロビクス・トライビクス・フラダンス教室等に利用されています。

第3節 生きがい支援の推進

(1)生きがい支援事業

①敬老祝金

町民の長寿を祝し福祉を増進するため、町内に居住する基準日において80歳の人に2万円、90歳の人に3万円、100歳以上の高齢者に10万円の芳賀町敬老祝金を支給しています。

②敬老祭招待事業

町内70歳以上高齢者を対象に送迎バスを運行し、年1度、敬老にあたり町民会館での演劇等に無料で招待しています。

③温泉割引証の交付

町内居住者が70歳に到達した誕生月に（転入者は随時）温泉割引証を交付しています。芳賀温泉ロマンの湯では、温泉割引証等の提示・確認により平日利用料金を200円（一般500円）としています。

④生きがいサロン事業

介護予防を図り元気な高齢者を増やすため、平成 20 年度現在、公民館や保健センターなど町内 16 カ所で「生きがいサロン」を開催しています。

レクリエーションや茶話会を楽しんだり、運動機能向上トレーニング等を実施しています。

表 2 1 生きがいサロン実施状況（単位：人・回）

実施施設名	開始年月	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
		実参加者	延参加者	実参加者	延参加者	実参加者	延参加者	実参加者	延参加者
保健センター(火曜)	H13 年 6 月	10	270	11	324	11	471	9	321
水橋公民館	H14 年 5 月	17	433	17	472	17	627	21	584
生涯学習センター	H14 年 5 月	17	396	14	348	14	488	12	396
旧芳志戸小学校	H15 年 5 月	8	265	8	286	8	270	9	309
保健センター(金曜)	H15 年 5 月	16	404	14	389	14	524	15	363
東高橋公民館	H16 年 12 月	7	66	8	258	8	244	8	263
西水沼改善センター	H17 年 2 月	6	20	7	250	7	257	9	317
下延生公民館	H17 年 2 月	21	90	18	391	18	575	16	476
稲毛田公民館	H17 年 3 月	10	23	6	209	6	394	13	550
上稲毛田公民館	H17 年 5 月			9	238	9	370	9	339
八ツ木公民館	H18 年 7 月					31	849	31	1,161
西高橋構造改善センター	H18 年 7 月					15	188	10	249
上延生コミュニティーセンター	H18 年 7 月					20	266	14	415
東水沼公民館	H18 年 7 月					15	354	14	516
与能集落センター	H19 年 6 月							12	309
工業団地管理センター	H20 年 7 月								
合 計		112	1,967	112	3,165	193	5,877	202	6,568
実 施 回 数		196		369		585		648	

平成 21 年度は 1 ヶ所増設予定です。

既存のサロンも参加者増を図り、町振興計画にある平成 22 年度目標の参加者数 225 人を目指します。

第7章 生活支援づくり計画（介護保険事業計画）

第1節 地域支援事業の充実

地域支援事業では、要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合にも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するためのサービスを提供します。

また、地域支援事業のうち、介護予防事業では、広く介護予防に関する活動の普及・啓発、要支援・要介護状態の予防、軽減、悪化防止のためのサービスを提供します。

さらに、地域支援事業のうち、総合相談、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメントなどの包括的支援事業は、地域包括支援センターにおいて実施しています。

こうした、段階的な要援護者を総合的に継続したサービスを切れ間なく提供できるよう地域支援事業の充実に努めていきます。

(1) 地域支援事業に要する費用の額

地域支援事業に要する費用の額については、介護保険標準給付費見込み額の3.0%以内として、地域支援事業計画の費用の額を定めます。

表2-2 地域支援事業に要する費用額（単位：円）

	H18年度		H19年度		H20年度		H21年度		H22年度		H23年度	
	支出額	%	支出額	%	支出額	%	支出額	%	支出額	%	支出額	%
地域支援事業費総計	14,003,632	1.57	13,486,180	1.5	23,484,000	2.5	23,435,000	2.6	24,710,000	2.6	25,110,000	2.2
介護予防事業	1,302,682	0.15	1,323,513	0.14	9,401,000	1.0	8,654,000	1.0	9,800,000	1.0	10,000,000	0.9
包括的・任意事業	12,700,950	1.43	12,162,667	1.31	14,083,000	1.5	14,769,000	1.6	14,300,000	1.6	14,500,000	1.3
給付費	890,901,450		925,538,710		942,053,470		935,873,000		982,575,000		1,171,218,000	

※18、19年度は実績 20年度以降は推計 %は総給付費に対する割合

(2) 地域支援事業見込み量の確保策

地域支援事業の実施にあたっては、高齢者のニーズや生活実態に応じて、継続的・総合的なサービス提供が行えるよう高齢者の実態を把握し、一人ひとりのニーズに合った必要なメニューを確保していきます。

(3)地域包括支援センターの役割

地域の高齢者の状態を把握し、介護予防を支援するとともに、高齢者や家族の総合的な相談を受け、また、高齢者の虐待防止や権利擁護のための活動を支援し、さらにより良い介護を進めるために介護支援専門員を支援するなど、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーのそれぞれの専門性を生かし、相互に連携・協働しながら介護予防ケアマネジメント、総合相談・権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業の充実に努めていくことが求められていることから、その充実に努めます。

(4)介護予防事業

①介護予防事業の対象者及び目標値の設定

介護予防事業の対象者は高齢者人口の概ね5.0%を目安として特定高齢者を選定します。要支援1.2については予防サービス利用率を62.0%から66.0%とし、特定高齢者については介護予防事業参加率を0.6%から1.5%として介護予防事業の充実に図ります。

表 2 3 介護予防事業の対象者及び目標値の設定（単位：人・％）

区 分		年 度	H21	H22	H23
第1号被保険者（高齢者）数の推計値			3,953	3,963	4,043
認定者	要支援・要介護1		183	187	189
	内訳	要支援1	51	52	53
		要支援2	57	58	58
		要介護1	76	77	78
	要介護2～5		426	450	474
	内訳	要介護2	120	129	138
		要介護3	118	126	134
		要介護4	105	106	109
		要介護5	84	89	94
	要支援1・2の予防サービス利用率の増加 (H20:62%⇒H26:70%) (a)				
		男性	62.00%	64.00%	66.00%
		女性	62.00%	64.00%	66.00%
要支援1・2の予防サービス利用者数の増加 (a)×要支援1・2認定者数=(b)			67	72	75
更なる努力により要支援・要介護1にとどまる人数の増加 (b)×0.036=(c)			2	3	3
(c)を差し引いた要介護2～5の人数 (d)			426	448	472
特定高齢者の介護予防事業参加率の増加 (H20:0.6%⇒H26:3%) (e)					
		男性	0.60%	1.00%	1.50%
		女性	0.60%	1.00%	1.50%
特定高齢者の介護予防事業参加者数の増加 (e)×高齢者人口=(f)			24	40	61
更なる努力により特定高齢者にとどまる人数の増加 (f)×0=(g)			0	0	0
(c)を差し、(g)を差し引いた要支援1・2の人数 (h)			108	112	114

％は第1号被保険者数に対する参加割合

②介護予防特定高齢者施策の実施

介護予防事業の対象となる特定高齢者に対する事業として、通所又は訪問により、要介護状態等となることの予防又は要介護状態の軽減若しくは悪化の防止を目的として介護予防に資する事業を実施します。

表 24 特定高齢者数（単位：人）

年度	チェックリスト 実施者	内訳			特定高齢者 候補者	決定者	決定者内訳		事業参加者
		集団健診	アンケート	サロン・その 他事業			新決定者	継続者	
18	956	956	0	0	24	7	7	0	7
19	2,773	997	1,719	57	829	234	234	0	54
20	1,070	900	0	170	230	360	160	200	60
21	1,160	950	0	210	250	450	200	250	70
22	1,170	950	0	220	270	510	210	300	80
23	1,230	1,000	0	230	280	570	220	350	90

※18・19年度は実績値 20年度からは推計

ア. 特定高齢者把握事業

日常生活で必要となる機能の確認のために行う生活機能評価は、基本チェックリスト、医師が行う問診、身体測定、理学的検査及び血圧測定からなる生活機能チェック等で特定高齢者を把握します。

- 1) 町で行う総合健診（特定健診）と同時に生活機能評価を行う。
- 2) いろいろな保健事業や活動において包括担当者が基本チェックリストを実施し特定高齢者候補者をスクリーニングし、個別検診、集団検診による生活機能検査を行います。
- 3) 生活機能評価結果により、包括にて特定高齢者を決定します。

イ. 通所型介護予防事業

通所型介護予防事業においては、特定高齢者に対して、下記4項目に掲げるプログラムを実施し、自立した生活の確立と自己実現の支援を行います。

なお、閉じこもり予防・支援、認知症予防・支援、うつ予防・支援についても、専用の通所形態のプログラムはつくらず、以下の4項目に掲げるプログラム等を活用し、支援に努めます。

対象者には包括担当者の訪問等により、個別面接を行うとともに事業説明を行い多くの参加を勧めます。

◆運動器の機能向上事業

運動器の機能が低下している又はそのおそれのある対象者に対し、健康運動指導士等を中心に看護職員が協働して運動器の機能向上に係る個別の計画を作成し、計画に基づき有酸素運動、ストレッチ、簡易な器具を用いた運動等を実施し、運動器の機能を向上させるための支援を行います。

表 2 5 運動器機能向上事業（単位：人）

年度	開催コース数	参加者数
21	3 コース	70
22	3 コース	80
23	4 コース	90

※1 コース 3 ヶ月間の 12 回コース

◆栄養改善事業

低栄養状態にある又はそのおそれのある対象者に対し、管理栄養士が看護職員等と協働して栄養状態を改善するための個別の計画を作成し、計画に基づき個別的な栄養相談や集団的な栄養教育等を実施し、低栄養状態を改善するための支援を行います。

◆口腔機能の向上事業

口腔機能が低下している又はそのおそれのある対象者に対し、歯科衛生士等が看護職員等と協働して口腔機能の向上に係る個別の計画を作成し、計画に基づき摂食・嚥下機能訓練、口腔清掃の自立支援等を実施し、口腔機能を向上させるための支援を行います。

◆その他介護予防の観点から効果が認められる事業

高齢者の「うつ予防・支援」、「認知症予防・支援」、「閉じこもり予防・支援」に関する事業で、介護予防の観点から効果が認められると判断された事業を実施するよう努めます。

ウ.訪問型介護予防事業

特定高齢者であって、心身の状況等により通所形態による事業への参加が困難な高齢者を対象に、保健師等がその高齢者の居宅を訪問して、その生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導等を実施します。

エ.実施方法

介護予防ケアマネジメント業務において地域包括支援センターにより個別の対象者ごとに作成される介護予防ケアプランに基づき実施するものとします。

また、安全に事業を実施するために、事故発生時の対応を含む安全管理マニュアルを整備し、常に安全管理に配慮し実施するものとします。

オ.介護予防特定高齢者施策評価事業

介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、介護予防特定高齢者施策の事業評価を行い、その結果に基づき事業の実施方法等の改善を図ります。

③介護予防一般高齢者施策

介護予防一般高齢者施策は、高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取組みが主体的に実施されるような地域社会の構築を目指して、健康教育、健康相談等の取組みを通じて介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を行うことを目的としています。対象者は、町内に居住する65歳以上のすべての高齢者及びその支援のための活動に関わる者を対象に実施します。

ア.介護予防普及啓発事業

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、パンフレットの作成・配布、講演会や相談会、介護予防教室等を開催します。

イ.地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材養成のための研修や介護予防に資する地域活動組織の育成・支援のための事業等を実施します。

介護予防サポーター養成や地域福祉ネットワーク構築のための人材育成・支援を行います。

ウ.介護予防一般高齢者施策評価事業

原則として、年度毎に、事業評価項目により、プロセス評価を中心に事業評価を実施します。

表 2 6 介護予防普及啓発事業

		H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
講演会等 教室	回数	49	41	50	50	52	55
	参加者(延)	709	507	700	700	720	750
相談会	回数	21	85	90	90	95	100
	参加者(延)	254	951	960	960	980	1,000
イベント その他	回数	1	1	1	1	1	1

※18・19年度は実績値 20年度からは推計

(5)包括的支援事業

①介護予防ケアマネジメント事業

ア.介護予防ケアマネジメントの実施

介護予防ケアマネジメント業務は、特定高齢者を対象として要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行います。

表 2 7 介護予防プラン作成者数

	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
特定高齢者	7	54	60	70	80	90

※18・19年度は実績値 20年度からは推計

イ. 介護予防サービスの提供

地域包括支援センターが作成したケアプランに基づき、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上等の介護予防事業を提供します。

事業提供機関は、利用者の心身の状況をより正確に判断し、具体的にどのようなプログラムを実施すべきか等について、事前のアセスメント（二次アセスメント）を行います。

一定期間後に、介護予防事業の効果について、事後アセスメントを行うとともに、その結果を地域包括支援センターへ報告します。

②総合相談・支援事業

ア. 総合相談・支援事業

総合相談支援業務は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。

③権利擁護事業

ア. 権利擁護事業

権利擁護業務は、地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行います。

イ. 成年後見制度の活用促進

成年後見制度を説明するとともに、親族からの申立てが行われるよう支援します。

また、申立てを行える親族がないと思われる場合や親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見の利用が必要と認める場合、速やかに町の担当課に高齢者の状況等を報告し、町申立てにつなげていきます。

ウ. 老人福祉施設等への措置の支援

虐待等の場合で、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合は、町の担当課に高齢者の状況等を報告し、措置入所の実施を求めます。

エ. 高齢者虐待等への対応

虐待の事例を把握した場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」等に基づき、速やかに高齢者を訪問して状況を確認する等、事例に即した適切な対応に努めます。

オ.消費者被害の防止

訪問販売によるリフォーム業者などによる消費者被害を未然に防止するため、消費者センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に必要な情報提供を行います。

④認知症高齢者対策の推進

ア.認知症高齢者早期発見

認知症の症状は個人によってもさまざま、一緒に住んでいる家族でもその早期発見は難しいといわれています。特に、ひとり暮らし高齢者の場合、その早期発見は非常に困難であり、地域の協力が不可欠となっています。

認知症高齢者や家族が住みなれた地域で安心して生活できるよう、介護家族だけでなく、地域住民に対しても認知症に対する啓発活動を行います。

また、全国認知症サポーター100万人キャラバンの方針に基づき、事業所等へも協力を要請し、サポーター養成を進めます。

表 28 認知症サポーター養成数

	H20	H21	H22	H23
サポーター養成数	180	300	400	500

イ.認知症高齢者徘徊捜索システムの充実

認知症高齢者が徘徊した場合の捜索、あるいは徘徊者を発見した場合の連絡及び対応体制について、警察で実施している徘徊老人 SOS ネットワークとの連携を図っています。今後は、商店街、地域組織等とも連絡がとれるよう努めていきます。

(6)任意事業

①介護給付等費用適正化事業

真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証、制度趣旨や良質な事業展開のために必要な情報の提供、連絡協議会の開催等により、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付費用の適正化を図ります。

②家族介護支援事業

ア.家族介護教室

要介護高齢者を介護する家族等に対し、介護負担軽減の介護方法や介護予防・重症化防止・自立支援のための介護支援に関する知識技術の習得を目的とし、適切な介護知識・技術を習得することを内容とした教室を開催します。

また、介護者が「介護教室」に参加しやすい日時や開催曜日についても検討しながら推進します。

表 29 介護者の会

	H21	H22	H23
開催日数	3	5	6

イ. 認知症高齢者見守り事業

地域における認知症高齢者の見守り体制を構築するため、認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用、認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守りのための訪問などを行います。

ウ. 家族介護継続支援事業

介護による家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減するための各種事業を開催していますが、今後更なる充実を図ります。

③その他の事業

ア. 成年後見制度利用支援事業

低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する費用や成年後見人等の報酬の助成を行う等の事業を推進します。

イ. 福祉用具・住宅改修支援事業

福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供や、住宅改修費に関する助言を行うとともに、住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合の経費を助成します。

ウ. 地域自立生活支援事業

高齢者の地域における自立した生活を継続させるため、①高齢者の安心な住まいの確保に資する事業、②介護サービスの質の向上に資する事業、③地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業、④家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業、⑤高齢者の生きがいと健康づくり推進事業等の実施を検討していきます。

表 30 地域介護予防活動支援事業

年度	ボランティア育成のための研修会等		地域活動組織への支援協力	備 考
	実施回数	参加者数延	実施回数	
18	4	58	9	シルバーサポーター養成等
19	0	0	11	
20	18	460	12	介護予防サポーター認知症サポーター養成
21	10	200	13	認知症サポーター養成
22	25	500	14	介護予防サポーター認知症サポーター養成
23	10	200	15	認知症サポーター養成

※18・19年度は実績値 20年度からは推計

第2節 充実した介護保険制度の推進

介護保険制度が開始されてから9年が経過し、実績を十分に踏まえたうえで、新たな課題や方向性を明確にし、町民や事業者等とともに、より充実した介護保険制度の構築に向けた検討が必要です。

より充実した介護保険制度の確立のため予防給付と介護給付の今後の見込み量を推計しました。

(1) 居宅サービス

① 訪問介護

〔現状と評価〕

予防給付の利用実績は、平成18年度で年間172人、平成19年度で278人と62%増加しています。また、介護給付の利用実績は、平成18年度で年間834人、平成19年度で639人と23%減少しています。訪問介護サービスは軽度者層の利用が多いことから予防給付の利用が伸びたと考えられます。

表 3 1 訪問介護実績

項 目		平成18年度	平成19年度
予防給付	給付費(円)	2,710,738	4,903,200
	利用実績(人/年)	172	278
介護給付	給付費(円)	46,168,615	36,286,921
	利用実績(人/年)	834	639
合 計	給付費(円)	48,879,353	41,190,121
	利用実績(人/年)	1,006	917

〔今後の方針〕

平成21年度のサービス見込量は合計で年間12,721回・997人、平成23年度は13,801回・1,070人と見込んでいます。

需要に見合ったサービスが提供できるよう、町内外の提供サービス事業者との連携を図りながらサービスの確保に努めていきます。

表 3 2 訪問介護見込量

項 目		平成21年度	平成22年度	平成23年度
予防給付	給付費(円)	3,993,692	4,345,118	4,434,657
	利用人数(人/年)	230	240	243
介護給付	給付費(円)	45,381,967	49,113,238	53,093,366
	利用回数(回/年)	12,721	13,250	13,801
	利用人数(人/年)	767	801	827
合 計	給付費(円)	49,375,659	53,458,356	57,528,023
	利用回数(回/年)	12,721	13,250	13,801
	利用人数(人/年)	997	1,041	1,070

②訪問入浴介護

〔現状と評価〕

予防給付の利用実績は、平成 18、19 年度ともになく、介護給付の利用実績は、平成 18 年度で年間 198 人、平成 19 年度で 175 人と 12% 減少しています。介護度の低い認定者は、デイサービスを利用しているため、比較的介護度の高い利用者となっています。

表 3 3 訪問入浴介護実績

項 目		平成 18 年度	平成 19 年度
予防給付	給付費(円)	0	0
	利用実績(人/年)	0	0
介護給付	給付費(円)	9,964,693	9,172,693
	利用実績(人/年)	198	175
合 計	給付費(円)	9,964,693	9,172,693
	利用実績(人/年)	198	175

〔今後の方針〕

平成 21 年度のサービス見込量は合計で年間 788 回・186 人、平成 23 年度は 780 回・187 人と見込んでいます。

重度者層を支えるサービスとして、需要に見合ったサービスが提供できるよう、町内外の提供サービス事業者との連携を図りながらサービスの確保に努めています。

表 3 4 訪問入浴介護見込量

項 目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
予防給付	給付費(円)	0	0	0
	利用回数(回/年)	0	0	0
	利用人数(人/年)	0	0	0
介護給付	給付費(円)	9,643,964	9,726,268	9,746,316
	利用回数(回/年)	788	787	780
	利用人数(人/年)	186	187	187
合 計	給付費(円)	9,643,964	9,726,268	9,746,316
	利用回数(回/年)	788	787	780
	利用人数(人/年)	186	187	187

③訪問看護

〔現状と評価〕

予防給付の利用実績は、平成 18 年度で年間 7 人、平成 19 年度で 44 人と 529% 増加しています。また、介護給付の利用実績は、平成 18 年度で年間 230 人、平成 19 年度で 207 人と 10% 減少しています。

表 3 5 訪問看護実績

項 目		平成 18 年度	平成 19 年度
予防給付	給付費(円)	113,580	742,591
	利用実績(人/年)	7	44
介護給付	給付費(円)	8,082,767	6,877,289
	利用実績(人/年)	230	207
合 計	給付費(円)	8,196,347	7,619,880
	利用実績(人/年)	237	251

〔今後の方針〕

平成 21 年度のサービス見込量は合計で 983 回・245 人、平成 23 年度は 1,010 回・243 人と見込んでいます。

需要に見合ったサービスが提供できるよう、町内外の提供サービス事業者との連携を図りながらサービスの確保に努めていきます。

表 3 6 訪問看護見込量

項 目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
予防給付	給付費(円)	798,749	863,604	876,129
	利用回数(回/年)	120	125	126
	利用人数(人/年)	26	27	28
介護給付	給付費(円)	7,792,995	8,080,067	8,267,432
	利用回数(回/年)	863	877	884
	利用人数(人/年)	219	221	215
合 計	給付費(円)	8,591,744	8,943,671	9,143,561
	利用回数(回/年)	983	1,002	1,010
	利用人数(人/年)	245	248	243

④訪問リハビリテーション

〔現状と評価〕

予防給付・介護給付ともに平成 18、19 年度の実績はありませんでした。提供事業所が近隣に少ないため、軽度者は通所介護サービスを利用しています。

〔今後の方針〕

平成 21 年度から 23 年度までのサービス見込量は見込んでいません。

⑤居宅療養管理指導

〔現状と評価〕

予防給付の利用実績は、平成 18、19 年度ともなく、介護給付の利用実績は、平成 18 年度で年間 59 人、平成 19 年度で 39 人と 34% 減少しています。

高齢者がバランスのとれた食生活をする事ができるよう、管理栄養士等による栄養指導を強化していく必要があります。

表 3 7 居宅療養管理指導実績

項 目		平成 18 年度	平成 19 年度
予防給付	給付費(円)	0	0
	利用実績(人/年)	0	0
介護給付	給付費(円)	344,430	233,370
	利用実績(人/年)	59	39
合 計	給付費(円)	344,430	233,370
	利用実績(人/年)	59	39

〔今後の方針〕

平成 21～23 年度のサービス見込量は合計で年間 49 人と見込んでいます。

需要に見合ったサービスが提供できるよう、町内外の提供サービス事業者との連携を図りながらサービスの確保に努めていきます。

表 3 8 居宅療養管理指導見込量

項 目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
予防給付	給付費(円)	0	0	0
	利用人数(人/年)	0	0	0
介護給付	給付費(円)	297,128	297,269	297,403
	利用人数(人/年)	49	49	49
合 計	給付費(円)	297,128	297,269	297,403
	利用人数(人/年)	49	49	49

⑥通所介護

〔現状と評価〕

予防給付の利用実績は、平成 18 年度で年間 498 人、平成 19 年度で 607 人と 22%増加しています。また、介護給付の利用実績は、平成 18 年度で年間 2,131 人、平成 19 年度で 2,228 人と 5%増加しています。利用者は増加しており、居宅介護サービスの中心的位置を占めています。

今後、利用者の増加に対応できるよう、町内外の提供サービス事業者との連携を図りながらサービスの確保に努めていきます。

表 3 9 通所介護実績

項 目		平成 18 年度	平成 19 年度
予防給付	給付費(円)	14,813,380	21,186,846
	利用実績(人/年)	498	607
介護給付	給付費(円)	151,044,662	166,315,025
	利用実績(人/年)	2,131	2,228
合 計	給付費(円)	165,858,042	187,501,871
	利用実績(人/年)	2,629	2,835

〔今後の方針〕

平成 21 年度のサービス見込量は合計で年間 21,352 回・2,865 人、平成 23 年度は 23,621 回・3,138 人と見込んでいます。

需要に見合ったサービスが提供できるよう、町内外の提供サービス事業者との連携を図りながらサービスの確保に努めていきます。

表 4 0 通所介護見込量

項 目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
予防給付	給付費(円)	19,015,294	20,579,558	21,032,335
	利用人数(人/年)	565	590	597
介護給付	給付費(円)	181,206,405	201,294,410	223,042,050
	利用回数(回/年)	21,352	22,501	23,621
	利用人数(人/年)	2,300	2,423	2,541
合 計	給付費(円)	200,221,699	221,873,968	244,074,385
	利用回数(回/年)	21,352	22,501	23,621
	利用人数(人/年)	2,865	3,013	3,138

⑦通所リハビリテーション

〔現状と評価〕

予防給付の利用実績は、平成 18 年度で年間 2 人、平成 19 年度は利用はありませんでした。また、介護給付の利用実績は、平成 18 年度、19 年度ともに年間 73 人でした。

表 4 1 通所リハビリテーション実績

項 目		平成 18 年度	平成 19 年度
予防給付	給付費(円)	106,282	0
	利用実績(人/年)	2	0
介護給付	給付費(円)	4,499,939	4,670,155
	利用実績(人/年)	73	73
合 計	給付費(円)	4,606,221	4,670,155
	利用実績(人/年)	75	73

〔今後の方針〕

平成 21 年度のサービス見込量は合計で年間 631 回・78 人、平成 23 年度は 691 回・86 人と見込んでいます。

需要に見合ったサービスが提供できるよう、町内外の提供サービス事業者との連携を図りながらサービスの確保に努めていきます。

表 4 2 通所リハビリテーション見込量

項 目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
予防給付	給付費(円)	56,008	58,654	59,511
	利用人数(人/年)	1	1	1
介護給付	給付費(円)	5,114,567	5,626,572	6,067,043
	利用回数(回/年)	631	665	691
	利用人数(人/年)	77	81	85
合 計	給付費(円)	5,170,575	5,685,226	6,126,554
	利用回数(回/年)	631	665	691
	利用人数(人/年)	78	82	86

⑧短期入所生活介護

〔現状と評価〕

予防給付の利用実績は、平成 18 年度で年間 16 人、平成 19 年度で 32 人と 100% 増加しています。また、介護給付の利用実績は、平成 18 年度で年間 445 人、平成 19 年度で 523 人と 18% 増加しています。

このサービスは在宅で介護する家族の負担を軽減するとともに、施設入所の前段階として利用されており、今後も利用者の増加が予想されます。

表 4 3 短期入所生活介護実績

項 目		平成 18 年度	平成 19 年度
予防給付	給付費(円)	359,677	832,932
	利用実績(人/年)	16	32
介護給付	給付費(円)	25,212,072	30,261,701
	利用実績(人/年)	445	523
合 計	給付費(円)	25,571,749	31,094,633
	利用実績(人/年)	461	555

〔今後の方針〕

平成 21 年度のサービス見込量は合計で年間 3,633 日・532 人、平成 23 年度は 3,969 日・581 人と見込んでいます。

需要に見合ったサービスが提供できるよう、町内外の提供サービス事業者との連携を図りながらサービスの確保に努めていきます。

表 4 4 短期入所生活介護見込量

項 目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
予防給付	給付費(円)	688,832	750,813	759,072
	利用日数(日/年)	107	112	113
	利用人数(人/年)	25	26	26
介護給付	給付費(円)	31,139,387	34,124,258	37,443,845
	利用日数(日/年)	3,526	3,690	3,856
	利用人数(人/年)	507	531	555
合 計	給付費(円)	31,828,219	34,875,071	38,202,917
	利用日数(日/年)	3,633	3,802	3,969
	利用人数(人/年)	532	557	581

⑨短期入所療養介護

〔現状と評価〕

予防給付の利用実績は、平成 18 年度、19 年度ともにありませんでした。また、介護給付の利用実績は、平成 18 年度で年間 30 人、平成 19 年度で 39 人と 30% 増加しています。

表 4 5 短期入所療養介護実績

項 目		平成 18 年度	平成 19 年度
予防給付	給付費(円)	0	0
	利用実績(人/年)	0	0
介護給付	給付費(円)	2,605,906	3,081,682
	利用実績(人/年)	30	39
合 計	給付費(円)	2,605,906	3,081,682
	利用実績(人/年)	30	39

〔今後の方針〕

平成 21 年度のサービス見込量は合計で年間 274 日・36 人、平成 23 年度は 287 日・38 人と見込んでいます。

需要に見合ったサービスが提供できるよう、町内外の提供サービス事業者との連携を図りながらサービスの確保に努めていきます。

表 4 6 短期入所療養介護見込量

項 目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
予防給付	給付費(円)	0	0	0
	利用日数(日/年)	0	0	0
	利用人数(人/年)	0	0	0
介護給付	給付費(円)	3,251,731	3,497,241	3,737,121
	利用日数(日/年)	274	281	287
	利用人数(人/年)	36	37	38
合 計	給付費(円)	3,251,731	3,497,241	3,737,121
	利用日数(日/年)	274	281	287
	利用人数(人/年)	36	37	38

⑩特定施設入居者生活介護

〔現状と評価〕

予防給付の利用実績は、平成18年度、19年度ともに年間28人でした。また、介護給付の利用実績は、平成18年度で年間12人、平成19年度で55人と358%増加しています。

特定施設入居者の重度化や介護保険施設を退所した高齢者の受け皿としての役割も考えられるため、特定施設における介護機能の強化が求められています。

表 4 7 特定施設入居者生活介護実績

項 目		平成18年度	平成19年度
予防給付	給付費(円)	2,412,840	1,921,577
	利用実績(人/年)	28	28
介護給付	給付費(円)	2,717,190	9,698,233
	利用実績(人/年)	12	55
合 計	給付費(円)	5,130,030	11,619,810
	利用実績(人/年)	40	83

〔今後の方針〕

サービス見込量は平成21年度、23年度ともに合計で年間84人と見込んでいます。

需要に見合ったサービスが提供できるよう、町内外の提供サービス事業者との連携を図りながらサービスの確保に努めていきます。

表 4 8 特定施設入居者生活介護見込量

項 目		平成21年度	平成22年度	平成23年度
予防給付	給付費(円)	2,079,988	2,162,637	2,185,356
	利用人数(人/年)	24	24	24
介護給付	給付費(円)	11,126,480	11,611,716	12,006,630
	利用人数(人/年)	60	60	60
合 計	給付費(円)	13,206,468	13,774,353	14,191,986
	利用人数(人/年)	84	84	84

⑪福祉用具貸与

〔現状と評価〕

予防給付の利用実績は、平成18年度で年間89人、平成19年度で109人と22%増加しています。また、介護給付の利用実績は、平成18年度で年間1,505人、平成19年度で1,406人と7%減少しています。

介護度により必要な用具が異なるので、個人の状態に適した利用ができるよう、指導していく必要があります。

表 4 9 福祉用具貸与実績

項 目		平成 18 年度	平成 19 年度
予防給付	給付費(円)	802,216	940,276
	利用実績(人/年)	89	109
介護給付	給付費(円)	22,513,655	21,298,960
	利用実績(人/年)	1,505	1,406
合 計	給付費(円)	23,315,871	22,239,235
	利用実績(人/年)	1,594	1,515

〔今後の方針〕

平成 21 年度のサービス見込量は合計で 1,618 人、平成 23 年度は 1,745 人と見込んでいます。

表 5 0 福祉用具貸与見込量

項 目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
予防給付	給付費(円)	939,112	1,032,995	1,052,993
	利用人数(人/年)	101	106	107
介護給付	給付費(円)	24,046,990	25,984,357	28,188,436
	利用人数(人/年)	1,517	1,584	1,638
合 計	給付費(円)	24,986,102	27,017,352	29,241,429
	利用人数(人/年)	1,618	1,690	1,745

⑫福祉用具販売

〔現状と評価〕

予防給付の利用実績は、平成 18 年度で年間 4 人、平成 19 年度で 8 人と 100% 増加しています。また、介護給付の利用実績は、平成 18 年度で年間 43 人、平成 19 年度で 19 人と 56% 減少しています。

対象となる福祉用具についての確認とサービス内容の周知を図る必要があります。

表 5 1 福祉用具販売実績

項 目		平成 18 年度	平成 19 年度
予防給付	給付費(円)	103,594	119,866
	利用実績(人/年)	4	8
介護給付	給付費(円)	941,128	463,987
	利用実績(人/年)	43	19
合 計	給付費(円)	1,044,722	583,853
	利用実績(人/年)	47	27

〔今後の方針〕

平成 21・23 年度のサービス見込量は合計で年間 37 人と大幅な増加はないと見込んでいます。

表 5 2 福祉用具販売見込量

項 目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
予防給付	給付費(円)	114,883	114,931	114,945
	利用人数(人/年)	6	6	6
介護給付	給付費(円)	722,568	722,909	723,235
	利用人数(人/年)	31	31	31
合 計	給付費(円)	837,451	837,840	838,180
	利用人数(人/年)	37	37	37

(2)地域密着型サービス

①夜間対応型訪問介護

〔現状と評価〕

平成 20 年度現在、サービス提供事業者はなく、予防給付・介護給付ともに平成 18、19 年度の実績はありませんでした。

〔今後の方針〕

本計画期間中は利用を見込んでいません。次期計画で施設整備等も含めた検討をしていきます。

②認知症対応型通所介護

〔現状と評価〕

予防給付の利用実績は、平成 18、19 年度ともなく、介護給付の利用実績は、平成 18 年度で年間 75 人、平成 19 年度で 111 人と 48%増加しています。

表 5 3 認知症対応型通所介護実績

項 目		平成 18 年度	平成 19 年度
予防給付	給付費(円)	0	0
	利用実績(人/年)	0	0
介護給付	給付費(円)	7,911,472	14,244,203
	利用実績(人/年)	75	111
合 計	給付費(円)	7,911,472	14,244,203
	利用実績(人/年)	75	111

〔今後の方針〕

平成 21 年度のサービス見込量は合計で年間 1,139 回・97 人、平成 23 年度のサービス見込量は 1,206 回・106 人と見込んでいます。

今後、認知症高齢者の増加に伴いサービスのニーズは高くなることが考えられることから、需要に見合ったサービスが提供できるよう、町内外の提供サービス事業者との連携を図りながらサービスの確保に努めていきます。

表 5 4 認知症対応型通所介護見込量

項 目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
予防給付	給付費(円)	0	0	0
	利用回数(回/年)	0	0	0
	利用人数(人/年)	0	0	0
介護給付	給付費(円)	12,063,853	13,054,154	14,005,714
	利用回数(回/年)	1,139	1,177	1,206
	利用人数(人/年)	97	102	106
合 計	給付費(円)	12,063,853	13,054,154	14,005,714
	利用回数(回/年)	1,139	1,177	1,206
	利用人数(人/年)	97	102	106

③小規模多機能型居宅介護

〔現状と評価〕

予防給付の利用実績は、平成 18 年度はありませんでしたが、平成 19 年度で 7 人が利用しています。また、介護給付の利用実績は、平成 18 年度で年間 1 人、平成 19 年度で 37 人と 360% 増加しています。

表 5 5 小規模多機能型居宅介護実績

項 目		平成 18 年度	平成 19 年度
予防給付	給付費(円)	0	383,499
	利用実績(人/年)	0	7
介護給付	給付費(円)	95,004	3,946,311
	利用実績(人/年)	1	37
合 計	給付費(円)	95,004	4,329,810
	利用実績(人/年)	1	44

〔今後の方針〕

平成 21～23 年度のサービス見込量は合計で年間 23 人見込んでいます。

認知症対策に有効なサービスであることから、需要に見合ったサービスが提供できるよう、町内外の提供サービス事業者との連携を図りながらサービスの確保に努めていきます。

表 5 6 小規模多機能型居宅介護見込量

項 目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
予防給付	給付費(円)	197,160	197,243	197,266
	利用人数(人/年)	4	4	4
介護給付	給付費(円)	2,078,210	2,079,193	2,080,129
	利用人数(人/年)	19	19	19
合 計	給付費(円)	2,275,370	2,276,436	2,277,395
	利用人数(人/年)	23	23	23

④認知症対応型共同生活介護

〔現状と評価〕

予防給付の利用実績は、平成 18、19 年度ともになく、介護給付の利用実績は、平成 18 年度で年間 78 人、平成 19 年度で 128 人と 64%増加しています。

住み慣れた環境の中で安心して生活できる環境を提供し、サービスの基盤整備を充足させるとともに、サービスの普及と周知を図ることが必要です。

表 5 7 認知症対応型共同生活介護実績

項 目		平成 18 年度	平成 19 年度
予防給付	給付費(円)	0	0
	利用実績(人/年)	0	0
介護給付	給付費(円)	17,451,144	27,303,353
	利用実績(人/年)	78	128
合 計	給付費(円)	17,451,144	27,303,353
	利用実績(人/年)	78	128

〔今後の方針〕

平成 21 年度から 23 年度のサービス見込量は合計で年間 144 人見込んでいます。

地域密着型サービスとして需要に見合ったサービスが提供できるよう、町内の提供サービス事業者との連携を図りながらサービスの確保に努めていきます。

表 5 8 認知症対応型共同生活介護見込量

項 目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
予防給付	給付費(円)	0	0	0
	利用人数(人/年)	0	0	0
介護給付	給付費(円)	32,822,762	34,328,301	35,960,351
	利用人数(人/年)	144	144	144
合 計	給付費(円)	32,822,762	34,328,301	35,960,351
	利用人数(人/年)	144	144	144

⑤地域密着型特定施設入居者生活介護

〔現状と評価〕

指定施設はなく、平成 18・19 年度は見込み量及び利用もありませんでした。

〔今後の方針〕

平成 21 年度から 23 年度までのサービス見込量は見込んでいません。

⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

〔現状と評価〕

前計画では、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を新規整備する予定はないことから、見込みませんでした。

しかし、介護保険施設整備が困難なことから、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護への期待が寄せられています。

〔今後の方針〕

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、本計画期間中である平成 23 年度にサービス見込量を 348 人と見込み、施設整備に努めていきます。

表 5 9 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護見込量

項 目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護給付	給付費(円)	0	0	107,883,871
	利用人数(人/年)	0	0	348

(3)住宅改修

〔現状と評価〕

予防給付の利用実績は、平成 18 年度で年間 7 人、平成 19 年度で 8 人と 14% 増加しています。また、介護給付の利用実績は、平成 18 年度で年間 19 人、平成 19 年度で 16 人と 16% 減少しています。

居宅で生活するうえで重要なサービスとなっています。

表 6 0 住宅改修実績

項 目		平成 18 年度	平成 19 年度
予防給付	給付費(円)	651,284	883,642
	利用実績(人/年)	7	8
介護給付	給付費(円)	2,128,167	2,016,436
	利用実績(人/年)	19	16
合 計	給付費(円)	2,779,451	2,900,078
	利用実績(人/年)	26	24

〔今後の方針〕

平成 21 年度から 23 年度のサービス見込量は合計で 26 人と大幅な増加はないと見込んでいます。

表 6 1 住宅改修見込量

項 目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
予防給付	給付費(円)	789,119	789,451	789,544
	利用人数(人/年)	8	8	8
介護給付	給付費(円)	2,131,325	2,132,333	2,133,293
	利用人数(人/年)	18	18	18
合 計	給付費(円)	2,920,444	2,921,784	2,922,837
	利用人数(人/年)	26	26	26

(4)居宅介護支援

〔現状と評価〕

予防給付の利用実績は、平成 18 年度で年間 641 人、平成 19 年度で 917 人と 43%増加しています。また、介護給付の利用実績は、平成 18 年度で年間 3,017 人、平成 19 年度で 2,969 人と 2%減少しています。

要介護認定者等に関する情報を把握し、本人や家族の意向が組み入れられたケアプランが作成されているかを含めて、ケアプランを評価するとともに、介護支援専門員に対する研修を充実させ、資質の向上を図る必要があります。

表 6 2 居宅介護支援実績

項 目		平成 18 年度	平成 19 年度
予防給付	給付費(円)	3,331,196	3,742,307
	利用実績(人/年)	641	917
介護給付	給付費(円)	32,945,415	33,572,541
	利用実績(人/年)	3,017	2,969
合 計	給付費(円)	36,276,611	37,314,848
	利用実績(人/年)	3,658	3,886

〔今後の方針〕

平成 21 年度のサービス見込量は合計で 3,766 人、平成 23 年度は 4,126 人と見込んでいます。

認定者の増加に伴い今後も増加することから、需要に見合ったサービスが提供できるよう、町内外の提供サービス事業者との連携を図りながらサービスの確保に努めていきます。

表 6 3 居宅介護支援見込量

項 目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
予防給付	給付費(円)	3,517,654	3,876,987	3,990,490
	利用人数(人/年)	723	767	779
介護給付	給付費(円)	36,633,991	40,858,097	44,696,248
	利用人数(人/年)	3,043	3,228	3,347
合 計	給付費(円)	40,151,645	44,735,084	48,686,738
	利用人数(人/年)	3,766	3,995	4,126

(5)介護保険施設サービス

①介護老人福祉施設

〔現状と評価〕

利用実績は、平成 18 年度で年間 752 人、平成 19 年度で 775 人と 3%増加しています。

表 6 4 介護老人福祉施設実績

項 目		平成 18 年度	平成 19 年度
介護給付	給付費(円)	178,994,458	183,037,697
	利用実績(人/年)	752	775

〔今後の方針〕

平成 21 年度から 23 年度のサービス見込量は合計で年間 768 人と見込んでいます。広域的にも施設整備の予定はないことから、大幅な増加はなくこのまま推移していくと見込まれます。

表 6 5 介護老人福祉施設見込量

項 目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護給付	給付費(円)	188,693,152	191,390,617	194,382,233
	利用人数(人/年)	768	768	768

②介護老人保健施設

〔現状と評価〕

利用実績は、平成 18 年度で年間 640 人、平成 19 年度で 701 人と 10%増加しています。

表 6 6 介護老人保健施設実績

項 目		平成 18 年度	平成 19 年度
介護給付	給付費(円)	155,482,058	176,044,242
	利用実績(人/年)	640	701

〔今後の方針〕

平成 21 年度のサービス見込量は年間 708 人、平成 23 年度は 696 人と見込んでいます。広域的にも施設整備の予定はないことから、大幅な増加はなくこのまま推移していくと見込まれます。

表 6 7 介護老人保健施設見込量

項 目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護給付	給付費(円)	186,390,320	189,940,267	197,180,793
	利用人数(人/年)	708	696	696

③介護療養型医療施設

〔現状と評価〕

利用実績は、平成18年度で年間234人、平成19年度で246人と5%増加しています。

表 6 8 介護療養型医療施設実績

項 目		平成18年度	平成19年度
介護給付	給付費(円)	77,767,040	78,564,430
	利用実績(人/年)	234	246

〔今後の方針〕

平成21年度から23年度のサービス見込量は合計で年間240人と見込んでいます。

療養病床に入院している患者の状態に応じた施設の適切な機能分担を推進するために、平成23年度末までに療養病床から老人保健施設等への転換を進めています。しかし、平成23年度末まで利用するものと見込んでいます。

表 6 9 介護療養型医療施設見込量

項 目		平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護給付	給付費(円)	77,609,591	77,348,459	76,454,943
	利用人数(人/年)	240	240	240

第3節 その他のサービス

(1)市町村特別給付

介護保険事業では、地域の事情を勘案し、法定のサービス以外にも町独自のサービスを設けることができます。

本町においては、現行の高齢者福祉サービス及び町独自の高齢者保健福祉サービスについて、現在のサービス水準を維持し、補助事業や町単独事業として一般財源で対応することとし、盛り込むべきサービス等については、3年後の計画見直しに向けて検討します。

(2)保健福祉事業

保健福祉事業は、寝たきり予防、介護者の負担軽減を図ることを目的とした事業であり、介護保険の法定サービス以外のサービスとして設けることができます。その場合にかかる費用については、第1号被保険者の保険料で賄うこととされています。

そのため、芳賀町においては、第1号被保険者の保険料負担の軽減を図るため、当面は補助事業や町単独事業として一般財源で対応します。

第4節 介護保険サービス質の向上

利用者の適切な選択と競争のもとで良質なサービスが提供されるよう、情報開示の徹底、事業者規制の見直し等を行う必要があります。

そのためには、利用者が適切に介護サービスを選択できるよう、すべての介護サービス事業者において介護サービスの内容や運営状況に関する情報が公開されるよう、県や関係機関との連携を図ります。

また、事業者規制の見直しについては、指定更新制の導入や責務規定の創設等がスムーズに推進されるよう促していきます。

さらに、介護保険サービス利用の中核的な役割を担うケアマネジャーの相談技術やケアマネジメント力の向上を図るための研修の実施等、サービスに携わる人材の資質の向上が図れるよう支援していきます。

第5節 介護保険料

（1）介護保険事業費総費用の推計

第1号被保険者の保険料を算出するため、居宅サービス、施設サービス等の給付費見込み額を算出しました。

各年度の施設・居宅サービスの総費用を算出した事業費は以下のとおりです。

表 70 各年度別サービス総費用（単位：円）

区分 \ 年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合 計
総給付費（居宅・施設サービス費）	890,337,877	935,981,717	1,106,938,388	2,933,257,982
特定入所者介護サービス費等給付額	31,500,000	32,000,000	45,000,000	108,500,000
高額介護サービス費等給付額	12,900,750	13,416,780	18,061,050	44,378,580
算定対象審査支払手数料	1,134,000	1,176,000	1,218,000	3,528,000
小 計（標準給付費見込み額）	935,872,627	982,574,497	1,171,217,438	3,089,664,562
地域支援事業費	28,042,158	29,441,954	35,099,983	92,584,095
合 計	963,914,785	1,012,016,451	1,206,317,421	3,182,248,657

(2)第1号被保険者の保険料の基準額(月額)等の推計

第1号被保険者の保険料は所得に応じて異なりますが、標準的な保険料は下表のとおり3,950円となります。

表 7 1 第1号被保険者保険料基準額（単位：円・人・月）

計算の基礎	金額または係数	備 考
給付費見込み額+地域支援事業費	3,182,248,657	平成21年から23年（3年間分）
第1号被保険者負担分相当額	636,449,731	給付費見込み額+地域支援事業費の20%
調整交付金相当額	154,483,228	.
調整交付金見込額	204,344,000	後期高齢者加入割合補正係数 0.9073 所得段階別加入割合補正係数 H.21からH.22=1.0133 H.23=1.0128 調整交付金見込交付割合 H.21からH.22=6.61% H.23=6.62%
財政安定化基金拠金見込額	0	財政安定化基金拠出 0%
準備基金取崩額	41,000,000	平成18～20年度中の積立金から
予定保険料収納率	98.0%	
所得段階別加入割合補正後被保険者数	11,745	平成21～23年度中の第1号被保険者数を所得水準で補正した延人数
月換算	12	
保険料基準額（月額）	3,950	保険料基準額

(3)第1号被保険者の軽減に伴う保険料(月額)等の推計

介護従事者の処遇改善のために行われた介護報酬改定に伴う平成21年度及び平成22年度の介護保険料の上昇分を抑制するために国から特例交付金が交付されます。

平成21年度は全額国庫補助となり、平成22年度は半額国庫補助、平成23年度は第1号保険者の全額負担となり、保険料は年度ごとに異なり以下のとおりです。

表 7 2 保険料基準額算定（単位：円）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
特例交付金による引き下げ影響額	108	54	0
保険料基準額	3,842	3,896	3,950

第6節 介護保険制度の円滑な推進

（1）各事業者との連携

地域包括支援センターを中心に、地域支援事業や予防給付のサービスが拡充されるよう、居宅介護支援事業者やサービス提供事業者との情報交換や相互間の連携が図れるよう努めていきます。

（2）迅速な苦情処理

介護サービス利用者からの苦情や相談の窓口として、本町健康福祉課や地域包括支援センター、それに身近なところとして、各居宅介護支援やサービス事業者があります。

苦情については、保険者にとって貴重な情報源であり、制度の円滑な実施のためにも不可欠な情報であることから、全ての内容を把握できるような体制となっています。

今後は詳細な分析を行うとともに、その結果については関係機関及び関係事業者にも周知し、情報の共有化を図ることで、サービスの質の向上及び事業の円滑な実施に役立てていきます。

（3）介護保険苦情処理システム

要介護認定等への苦情については、県介護保険審査会が処理の窓口となり、介護サービスに対する苦情については、県国民健康保険団体連合会及び介護サービス提供事業者が処理窓口となりますが、住民に最も身近な町においても、健康福祉課がその窓口として、利用者の立場に立った対応を行います。

（4）低所得者への対策

①保険料関係

平成18年から講じられてきた税制改正に伴う激変緩和措置については、平成20年度をもって終了したことから、現行第4段階における収入等が一定額以下の場合に負担の軽減を図り、被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細やかな段階数を設定し保険料の弾力化を進めます。

（5）介護保険制度の理解と周知

①被保険者への広報と周知

介護保険制度を利用する上で、居宅介護支援事業者や居宅サービス提供事業者、地域支援事業、介護保険施設等の情報が必要となります。

要介護者等新規認定申請時にパンフレット、事業者情報を配布し、情報の提供を行っています。

また、介護保険者としての本町の責務から、運営状況や制度説明などを、定期的に広報紙で特集するほか、出前講座等より地域高齢者等への周知を積極的に行うことで、町民に対する制度への理解を深めていきます。

②事業者への周知と連携

本町全体の要介護者等の情報について、個人情報保護法等を厳守し事業者として留意すべき事項について、研修会の開催等を通じ情報提供をしていきます。

保険者と事業者間の情報の共有化を図ることで、利用者への対応がスムーズに行えるよう保険者と事業者の連携を図ります。

第8章 安心なまちづくり計画

第1節 生活環境の支援

(1) 緊急通報装置貸与事業

概ね 65 歳以上の一人暮らしの高齢者に、緊急事態の早期発見を目的として、緊急通報装置を貸与しています。

表 7 3 貸与台数年度実績

年 度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
貸与台数	64 台	73 台	60 台	62 台

(2) ねたきり老人及び認知症老人介護手当での支給

要介護 3 以上の認定を受けた高齢者を在宅で介護している介護者に、慰労と福祉の増進のため、月額 10,000 円を支給しています。

表 7 4 年度支給実績

年 度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
人 数	105 人	112 人	110 人	130 人
支給額	10,850,000 円	11,570,000 円	11,300,000 円	10,370,000 円

(3) 紙おむつ券給付事業

要介護 3 以上の認定を受けている人で、在宅で紙おむつを使用している町民税非課税世帯の高齢者に負担軽減のために月額 5,000 円の給付券を交付しています。

表 7 5 年度給付実績

年 度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
人 数	17 人	19 人	12 人	16 人
支給額	525,000 円	375,000 円	400,000 円	410,000 円

(4) 老人手押し車購入費助成事業

65 歳以上の高齢者に、歩行支援のために手押し車を購入する際の費用の一部(5,000 円)を助成しています。

また、同時に、町社会福祉協議会より 1,000 円の補助がされています。

表 7 6 年度助成実績

年 度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
台 数	33 台	17 台	26 台	28 台

(5) 芳賀町福祉タクシー助成事業

既存の同事業（重度心身障害者対象）を拡充し、「65 歳以上の高齢者のみの世帯の者」を加え、芳賀町福祉タクシー利用者証とともに、基本料金を助成する福祉タクシー利用券を年間 48 枚を限度として交付します。

表 7 7 年度助成実績

年 度	平成 18 年度	平成 19 年度
利用者数	99 人	92 人
助成金額	530,840 円	547,500 円

第2節 老人福祉法に基づく措置制度

(1) 養護老人ホーム

養護老人ホームは、65 歳以上の高齢者であって、身体上、精神上または環境上の理由及び経済的な理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を措置により入所させ、養護することを目的とする施設です。平成 16 年から平成 19 年までの措置者数は次のとおりです。

表 7 8 養護老人ホーム措置者数（各年度 3 月 1 日現在）

年 度	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年
入所者数	5 人	7 人	6 人	4 人

第9章 計画の推進体制

第1節 計画の推進体制

計画の進捗状況の管理と事業の円滑な推進を図り、今後の計画策定を円滑に行うため、計画策定に関わった各階層の方を含めた多くの町民のみなさんが本計画の理解者・推進者として、地域において広く活動されることが理想です。

計画は予定どおりに運営されてはじめてその役割を果たすものであり、その意味で計画の進行管理の必要性は極めて高いといえます。

そのため、高齢者総合保健福祉計画の進捗状況管理及び介護保険事業の総括的な評価を行うための「介護保険運営協議会」等において随時把握し、町民へ定期的に公表していきます。

第2節 策定後の点検体制

高齢者保健福祉計画の進捗状況については、健康福祉課において随時把握し、また定期的に点検し、介護保険事業計画に合わせ、平成23年度の見直しにおける次期計画作成の資料とします。

また、介護保険事業計画では、平成21年度から平成23年度まで、目標量を設定し事業者相互の連携の確保や被保険者等への情報提供等により、サービスが予定どおり利用されているか、量は十分かなど、サービスの必要量と供給量、あるいはサービスの質等について、適宜サービス事業者に対し調査を行うなど、現状把握に努め、その評価を行うとともに、平成23年度における計画の見直しの資料とします。

資 料

芳賀町高齢者総合保健福祉計画等策定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 町が行う、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）健康増進法（平成14年法律第103号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定に基づく老人保健福祉計画の改定並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく介護保険事業計画の策定に当り、基本となるべき事項について意見を求めるため、芳賀町高齢者総合保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 委員会は委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 町議会議員
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 在宅ケア関係者
- (4) 関係機関の代表者
- (5) 被保険者の代表

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、当該高齢者総合保健福祉計画策定終了時までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、必要に応じ、随時開催する。
- 3 委員会は、必要に応じ、議事に関係する者を臨時に出席させることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は健康福祉課介護保険係に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則 この要綱は平成18年1月4日から適用する。

附 則 この要綱は平成20年4月1日から適用する。

芳賀町高齢者総合保健福祉計画策定委員会委員名簿

No	氏 名	選 出 区 分	
1	関 口 一 夫	議会教育民生常任委員会委員長	委員長
2	篠 崎 重 治	〃 副委員長	
3	水 沼 行 雄	民生児童委員協議会長	副委員長
4	水 沼 勝 平	老人クラブ代表	
5	金 谷 充 招	医師代表	
6	広 木 初 江	女性代表（芳賀町女性団体連絡協議会長）	
7	磯 孝	老人福祉施設長	
8	岩 渕 照 江	介護サービス事業所	
9	穂 山 克 良	第1号被保険者代表	公募
10	水 沼 トヨ子	第2号被保険者代表	公募
11	小 林 しげ子	地域包括支援センター	

芳賀町高齢者総合保健福祉計画
平成 21 年 3 月策定

発行・編集 芳賀町健康福祉課
〒321-3392
芳賀郡芳賀町大字祖母井 1020 番地
TEL028-677-6015

編集・印刷 国際企画設計株式会社
宇都宮市北一の沢町 7 番 8 号
TEL028-621-2771